

# 第9章

## 文化芸術立国の実現

# 総論

## 文化芸術振興施策の総合的推進

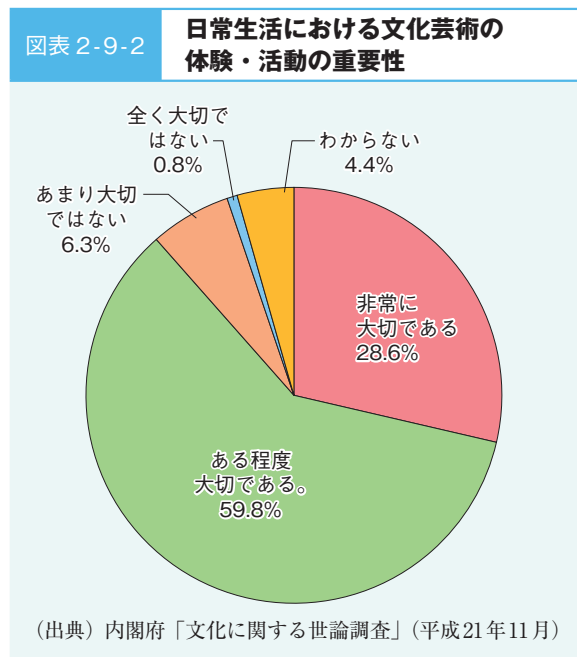
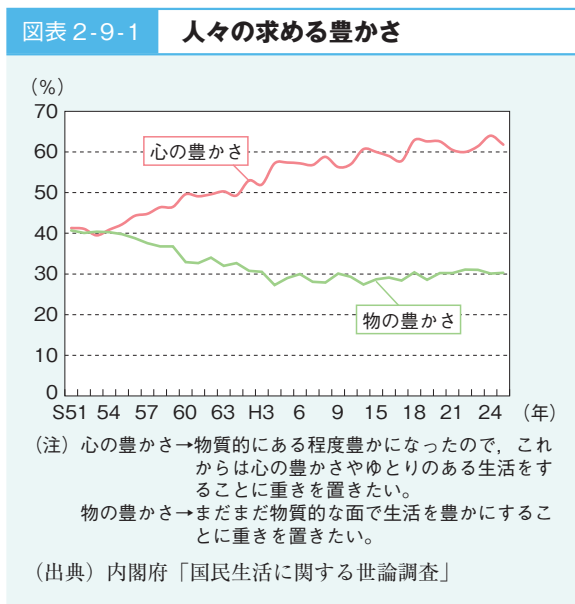
平成13年、文化芸術全般にわたる法律として「文化芸術振興基本法」が制定されました。この法律は、文化芸術に関する活動を行う人々の自主的な活動を推進することを基本としながら、文化芸術振興に関する施策の総合的な推進を図り、心豊かな国民生活と活力ある社会の実現に貢献することを目的としています。

「文化芸術振興基本法」に基づき、政府は、文化芸術振興に関する施策の総合的な推進を図るため、「文化芸術の振興に関する基本的な方針」（「基本方針」）を策定し、この基本方針に基づき「文化芸術立国」を目指して文化芸術の振興に取り組んでいます。

### 一 我が国の文化芸術をめぐる状況 一

内閣府「国民生活に関する世論調査」によれば、「物質的にある程度豊かになったので、これからは心の豊かさやゆとりのある生活をするに重きをおきたい」と考える国民の割合はおおむね増加傾向にあり、平成24年度では約6割となっています（図表2-9-1）。

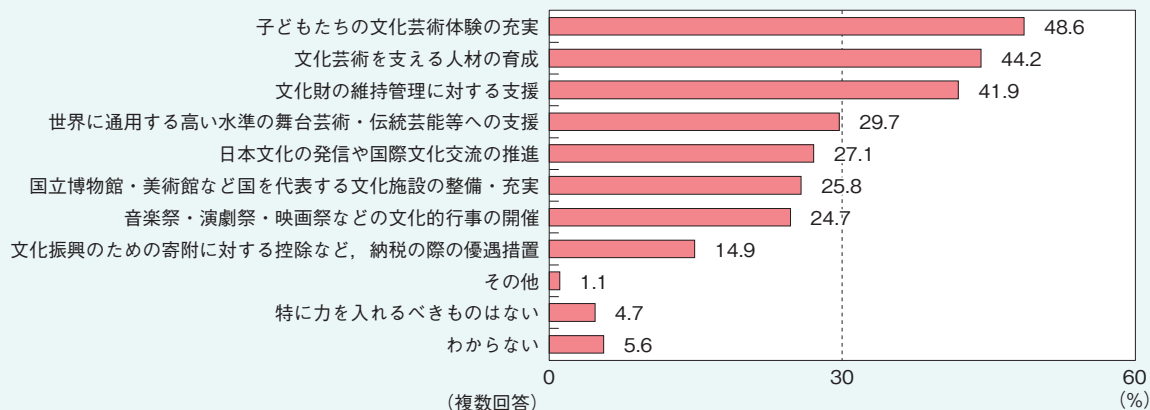
また、内閣府「文化に関する世論調査」（平成21年11月）によれば、日常生活の中で、優れた文化芸術を鑑賞したり、自ら文化活動を行ったりすることを「非常に大切」「ある程度大切」と考える国民は、約9割となっています（図表2-9-2）。



文化芸術振興のために国に力を入れてほしい事項として、約5割の国民が「子供たちの文化芸術体験の充実」を挙げています。それに次いで、約4割の国民が「文化芸術を支える人材の育成」、「文化財の維持管理に対する支援」を挙げています（図表2-9-3）。

文化庁では、基本方針に基づき、子供たちの文化芸術体験、人材育成、文化財の保存・活用を含め、文化芸術振興のための諸施策を展開しています。

図表 2-9-3 文化芸術振興のために国に力を入れてほしい項目



(出典) 内閣府「文化に関する世論調査」(平成21年11月)

文化芸術は、過去から未来へと受け継がれ、人々に喜びや感動を与えると同時に、経済や国際協力をはじめ我が国の全ての営みの基盤として極めて重要なものです。

こうした文化芸術の持つ重要性を考慮し、文化庁では、今後とも文化芸術の振興に努めていくこととしています。

#### － 文化芸術振興基本法と基本方針 －

文化芸術振興に対する国民の要望の高まりなどを背景に、平成13年11月、議員立法による文化芸術振興基本法が成立し、同年12月、公布・施行されました。

この法律は、文化芸術振興に関する基本理念を定め、国と地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術活動を行う者の自主的な活動を促進し、文化芸術振興に関する施策の総合的な推進を図ろうとするものです。

基本方針は、同法に基づき、文化芸術振興に関する施策の総合的な推進を図るため、おおむね5年に1度、策定するものです。文化庁では、これまで「第1次基本方針」(平成14年12月閣議決定)、「第2次基本方針」(平成19年2月閣議決定)、「第3次基本方針」(平成23年2月閣議決定)([図表 2-9-4](#))に基づき、文化芸術振興に取り組んできました。平成26年3月には、文化審議会に対し、「第4次基本方針」の策定に向けた諮問が行われました。

図表 2-9-4 文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）の概要

文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）の概要

第1 文化芸術振興の基本理念

1. 文化芸術振興の意義

- 人々が心豊かな生活を実現する上で不可欠  
→何物にも代え難い心のよりどころ、国民全体の社会的財産
- 創造的な経済活動の源泉、「ソフトパワー」  
→持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤、国力を高めるもの



国の政策の根幹に据え、  
今こそ「文化芸術立国」を目指す

2. 文化芸術振興に当たっての基本的視点

- ①成熟社会における成長の源泉
  - 文化芸術への公的支援を社会的必要性に基づく戦略的投資と捉え直す
  - 成熟社会における成長分野として潜在力を喚起、社会関係資本を増大する観点から、公共政策として明確化
  - 文化芸術の特質を踏まえ、長期的かつ継続的な視点に立った施策を展開
- ②文化芸術振興の波及力
  - 教育、福祉、まちづくり、観光・産業等周辺領域への波及効果を視野に入れた文化芸術振興
  - 雇用増大・地域活性化を図り、我が国の文化的存在感を高める観点から、強みを活かした施策の戦略的展開
- ③社会を挙げての文化芸術振興
  - 国、地方、民間等各主体が、各々の役割を明確化・相互の連携強化を図り、社会を挙げて文化芸術振興

第2 文化芸術振興に関する重点施策

1. 六つの重点戦略～「文化芸術立国」の実現を目指して～

戦略1 文化芸術活動に対する効果的な支援

- ◆文化芸術団体への新たな支援の仕組みの導入
- ◆諸外国のアーツカウンシルに相当する新たな仕組みの導入
- ◆地域の核となる文化芸術拠点への支援充実
- ◆劇場・音楽堂等の法的基盤の整備について検討
- ◆美術品政府補償制度の導入及び適切な制度運用
- ◆民間による支援活動の促進及び「新しい公共」による活動支援
- ◆国立文化施設の機能充実及び運営見直し

戦略2 文化芸術を創造し、支える人材の充実

- ◆若手をはじめ芸術家の育成支援
- ◆文化芸術活動・施設を支える専門的人材の育成・活用支援の充実
- ◆文化財を支える技術・技能の伝承者への支援充実

戦略3 子どもや若者を対象とした文化芸術振興策の充実

- ◆芸術鑑賞機会、伝統文化等に親しむ機会の充実
- ◆コミュニケーション教育をはじめ学校における芸術教育の充実

戦略4 文化芸術の次世代への確実な継承

- ◆計画的な修復・防災対策等による文化財の適切な保存・継承
- ◆積極的な公開・活用による国民が文化財に親しむ機会の充実
- ◆文化財の総合的な保存・活用、登録制度等の活用による文化財保護の裾野拡大
- ◆アーカイブ構築に向け、作品・資料等の所在情報等の収集・活用

戦略5 文化芸術の地域振興、観光・産業振興等への活用

- ◆有形・無形の文化芸術資源の地域振興、観光・産業振興等への活用
- ◆新たな創造拠点の形成支援及び地域文化の振興奨励
- ◆衣食住に係る文化をはじめ「くらしの文化」の振興

戦略6 文化発信・国際文化交流の充実

- ◆海外公演・出展、国際共同制作等への支援充実
- ◆中核的国際芸術祭の国内開催、海外フェスティバルへの参加等への支援、メディア芸術祭を世界的祭典へ
- ◆文化発信・交流拠点としての美術館・博物館等の充実
- ◆文化財分野の国際協力の充実
- ◆東アジアにおける国際文化交流の推進

2. 重点戦略を推進するに当たって留意すべき事項

- (1) 横断的かつ総合的な施策の実施
  - 重点戦略相互の施策を横断的に実施
  - 関係府省間の連携・協働と関係機関等との協力により施策を総合的に実施
- (2) 計画、実行、検証、改善（PDCA）サイクルの確立等

第3 文化芸術振興に関する基本的施策

文化芸術振興基本法第3章（第8条以下）の各条に沿って基本的施策を列挙

## －文化審議会－

平成13年1月の中央省庁等改革により、文化振興に向けた政策立案機能を強化するため、文化庁に文化審議会が設けられました。文化審議会では、国語分科会、著作権分科会、文化財分科会、文化功労者選考分科会の4分科会のほか、文化政策部会、美術品補償制度部会、世界文化遺産・無形文化遺産部会を設置し、文化の振興や国際文化交流の振興に関する重要事項などについて幅広い観点から調査審議を行っています。

文化審議会は、これまでに10の答申などを行い、文化庁では、これらを受けて各種施策に取り組んでいます。

## －文化芸術振興のための予算・税制措置－

(予算措置)

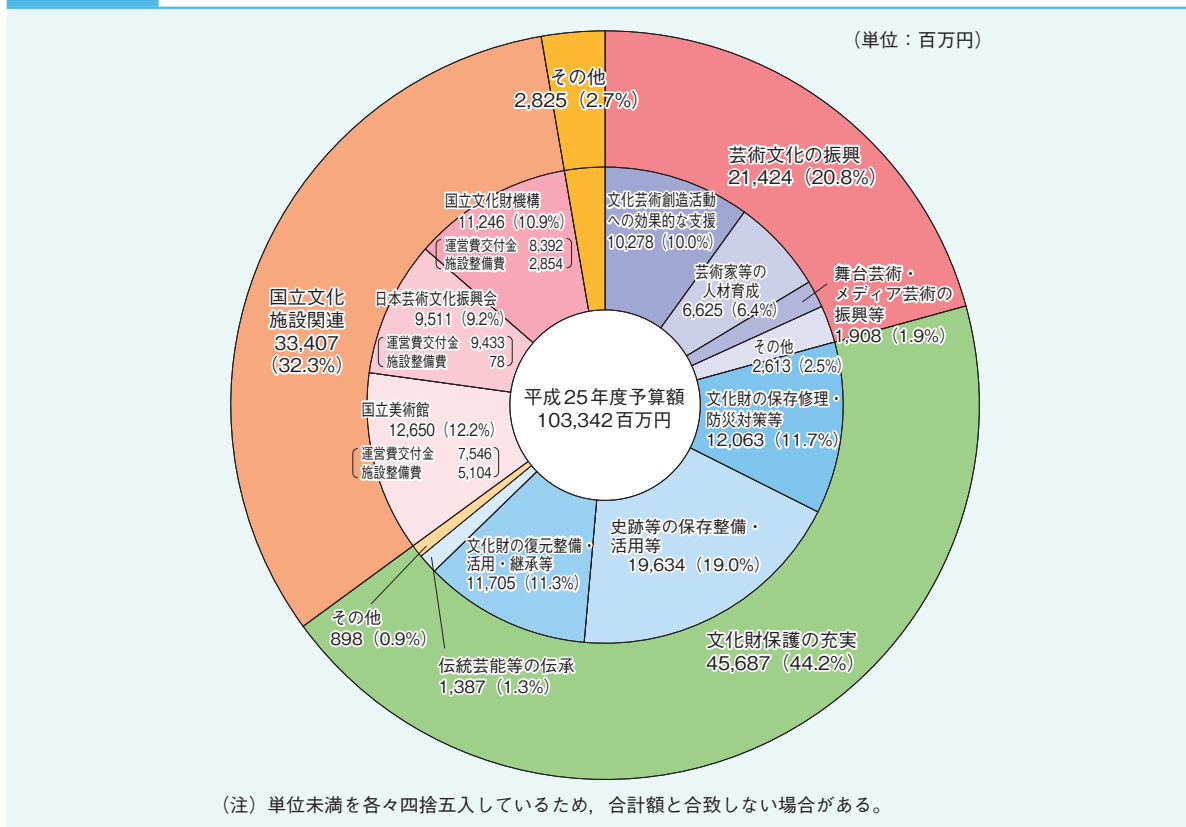
平成25年度予算は、「豊かな文化芸術の創造と人材育成」、「かけがえのない文化財の保存、活用及び継承等」、「我が国の多彩な文化芸術の発信と国際文化交流の推進」といった主要な施策により、「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次）」（平成23年2月閣議決定）の重点戦略を推進する内容となっていました。

「豊かな文化芸術の創造と人材育成」では、文化芸術創造活動への効果的な支援や芸術家などの人材育成のため、芸術団体の創造活動への支援の重点化や、次世代人材育成プロジェクトなどの施策を推進しました。

「かけがえのない文化財の保存、活用及び継承等」では、文化財の保存修理・防災施設などの充実や、文化財の整備・活用などの推進を図りました。

また、「我が国の多彩な文化芸術の発信と国際文化交流の推進」では、①優れた舞台芸術・メディア芸術などの戦略的発信、②文化遺産保護等国際協力の推進、③外国人に対する日本語教育の推進、④文化発信を支える基盤の整備・充実を実施しました。

図表 2-9-5 平成25年度文化庁関係予算（分野別）



(税制措置)

(1) 文化芸術団体に対する寄附金に関する税制措置

一般に、企業が寄附を行った場合は、当該寄附金について、一定額まで損金算入することが認められています。さらに、芸術の普及向上や文化財などの保存活用、博物館の設置運営等を主な目的とする特例民法法人のうち、一定の要件を満たす「特定公益増進法人」、「公益社団・財団法人」及び「認定NPO法人」に対する寄附金については、個人の場合には寄附金控除（所得控除）、企業などの法人の場合には一般の寄附金の損金算入限度額に加えて、更に別枠で損金算入することが認められています。

特に個人からの寄附に関しては、平成19年より、寄附金控除の限度額が所得金額の30%から40%に引き上げられ、22年より、寄附金控除の適用下限額が「5,000円を超える額」から「2,000円を超える額」に引き下げられるなど、文化芸術団体に対する支援をより行いやすいよう措置されています。

また、23年度税制改正においては、認定NPO法人及び公益社団・財団法人等への寄附に係る税額控除の導入など画期的な改正が行われました。

(2) 文化財に関する税制措置

文化財の分野でも、重要文化財などとして指定、選定、登録された家屋やその敷地については、固定資産税を非課税や2分の1課税とするなど、所有者が文化財を適切に管理する上で必要な税制上の優遇措置をとっています。また、重要文化財（土地を除く）を国や地方公共団体などへ譲渡した場合は所得税が非課税（重要文化財や史跡などに指定された土地については、特別控除）となり、建造物（登録有形文化財・重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物を含む）とその敷地については、相続税額の算出において、一定の評価減を行うこととされています。さらに、重要有形民俗文化財を国又は地方公共団体などに対して譲渡した場合の所得税の特例措置の適用期限（平成26年12月31日）を平成28年12月31日まで2年延長しています。

加えて、寄附金控除について、博物館等の設置・管理を行う地方独立行政法人に対する寄附についても、現在、地方公共団体について認められているものと同様に寄附金控除の対象とするとともに、地方公共団体に対し重要文化財等を譲渡した場合に認められている譲渡所得の特例について、いわゆる「博物館相当施設」の設置・管理の業務を主たる目的とする地方独立行政法人に対し重要文化財等を譲渡した場合についても、同様に譲渡所得の特例の対象としています。

このほか、公益社団・財団法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設に係る固定資産税・都市計画税・不動産取得税は2分の1課税となっています。

また、登録美術品として登録された美術品については、優れた美術品の美術館・博物館における公開を促進するために、相続税の物納の特例措置が設けられています。

## 第1節 芸術創造活動の推進

### 1 芸術創造活動の活性化支援

#### (1) 文化芸術活動に対する効果的な支援

文化庁では、我が国の文化芸術の振興を図るため、芸術水準向上の直接的な牽引力となる、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能の各分野の公演に対して重点的に支援する「トップレベルの舞台芸術創造事業」を行っています。

以前は、文化芸術団体への支援については、1公演ごとに、出演費、会場費、宣伝費などの支援対

象経費の3分の1以内かつ自己負担金の範囲内で支援を行っていましたが、自己収入を増やすと支援額が減少するため、文化芸術団体が公演収入を増加させるインセンティブが働かないという課題がありました。

このため、文化庁では、文化芸術団体が公演収入を増加させるインセンティブを向上させるとともに、優れた芸術創造活動に専念できるよう、平成23年度から、「トップレベルの舞台芸術創造事業」として、「第3次基本方針」を踏まえ、以下のような仕組みにより文化芸術活動への支援を実施しています。

(支援の仕組みのポイント)

- ①公演本番に必要な出演料、会場費等についてはチケット収入などの自己収入で賄い、支援は、脚本や演出、稽古などの公演以前の芸術創造活動に必要な費目に限定
- ②一定期間を見越し、安定した芸術創造活動を実施できるよう、1事業単位の支援を行うだけでなく、年間の優れた芸術創造活動を総合的に支援する年間事業支援の仕組みの導入
- ③年間事業支援を受ける団体については、概算払制度の導入

なお、文化庁では、これらの支援方法の見直し、補助事業等に係る不正受給などの不正な行為を防止し、国民の税金を財源とする補助金等をより適切に執行するためにも有効な手段の一つになると考えています。

また、文化芸術活動への支援をより効果的に行い、PDCAサイクルを確立するため、平成23年度から日本芸術文化振興会では、専門家を活用した審査・評価の仕組みを試行的に導入しています。

## (2) 芸術文化振興基金

芸術文化振興基金は、全ての国民が芸術文化に親しみ、自らの手で新しい文化を創造するための環境の醸成とその基盤の強化を図る観点から、安定的・継続的に多様な芸術文化活動に援助を行うことを目的として、平成2年3月に設けられました。約653億円（政府からの出資金約541億円、民間からの出えん金約112億円）の基金を日本芸術文化振興会が運用し、その運用益によって芸術文化活動を支援しています。また、芸術文化の振興を図るために、芸術文化振興基金への寄附金を募り、その拡大に努めています。

〈芸術文化振興基金からの助成額（平成25年度）〉

- 芸術家や芸術団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動7億6,980万円
- 地域の文化の振興を目的として行う活動2億6,790万円
- 文化に関する団体が行う文化の振興又は普及を図るための活動9,200万円

## 2 新進芸術家などの人材育成

世界で活躍する新進芸術家などを育成するため、美術、音楽、舞踊、演劇などの各分野において、研修・発表の機会を提供しています。特に、新進芸術家海外研修制度では、昭和42年以来、新進の芸術家に海外の大学や芸術団体などでの研修の機会を提供しており、これまで多数の優秀な芸術家を輩出しています。

また、平成25年度から新たに、芸術系大学が有する資源を活用したアートマネジメント人材の育成を行う「大学を活用した文化芸術推進事業」を開始しました。

図表 2-9-6 新進芸術家の海外研修（新進芸術家海外研修制度）のこれまでの派遣者の例

奥谷 博	(美術：洋画 昭和42年度)
絹谷 幸二	(美術：洋画 昭和52年度)
佐藤 しのぶ	(音楽：声楽 昭和59年度)
諏訪内 晶子	(音楽：器楽 平成6年度)
森下 洋子	(舞踊：バレエ 昭和50年度)
野田 秀樹	(演劇：演出 平成4年度)
野村 萬斎	(演劇：狂言師 平成6年度)
崔 洋一	(映画：監督 平成8年度)
鴻上 尚史	(演劇：演出 平成8年度)
平山 素子	(舞踊：モダンダンス 平成13年度)
酒井 健治	(音楽：作曲 平成16年度)
長塚 圭史	(演劇：演出 平成20年度)
田中 功起	(美術：現代美術 平成21年度)
萩原 麻未	(音楽：ピアノ 平成21年度)

図表 2-9-7 世界に羽ばたく新進芸術家等の人材育成

①新進芸術家の海外研修 (新進芸術家海外研修制度)	美術、音楽、舞踊、演劇等の各分野における新進芸術家の海外の大学や芸術団体等への研修を支援することにより、実践的な研修の機会を提供している。 1年派遣、2年派遣、3年派遣、特別派遣(80日間)、15歳以上18歳未満の部(1年)があり、平成25年度は、1年派遣：62名、2年派遣：7名、3年派遣：1名、特別派遣：7名、15歳以上18歳未満の部：2名の79名を派遣している。
②新進芸術家の人材育成 (次代の文化を創造する新進芸術家育成事業)	次代を担い、世界に通用する創造性豊かな新進芸術家の育成等に資するため、新進芸術家等が基礎や技術を磨いていくために必要な舞台などの実践の機会や、広い分野に関する知識を身に付ける場を提供している。  25年度採択実績 74件
③アートマネジメント人材の育成 (大学を活用した文化芸術推進事業)	劇場、音楽堂、美術館等の職員を対象として、多様な文化芸術活動を支援する高度な専門性を有したアートマネジメント(文化芸術経営)人材について、美術系大学等の有する教員、教育研究機能、施設・資料等の資源を積極的に活用し、その実践的能力の向上等を含めた養成を行う事業を支援している。  25年度採択実績 27件

### 3 芸術祭の開催

芸術祭は、内外の優れた芸術作品を鑑賞する機会を広く一般に提供するとともに、芸術の創造とその発展を図ることを目的に、昭和21年度から毎年秋に開催しています。

平成25年度は、皇太子同妃両殿下が御臨席になった、芸術祭オープニングにおいて、新国立劇場のオペラ芸術監督である尾高忠明指揮による「バルシャザールの饗宴<sup>きょうえん</sup>」を上演するとともに、オペラ、バレエ、演劇、音楽、歌舞伎、能楽、文楽、歌舞伎、邦舞、大衆芸能、アジア・太平洋地域の芸能の主催公演を実施しました。演劇、音楽、舞踊、大衆芸能の参加公演部門とテレビ、ラジオ、レコードの参加作品部門では、部門ごとに審査を行い、優れた公演・作品に対して文部科学大臣から芸術祭大賞などが授与されました。

### 4 企業による芸術文化活動への支援

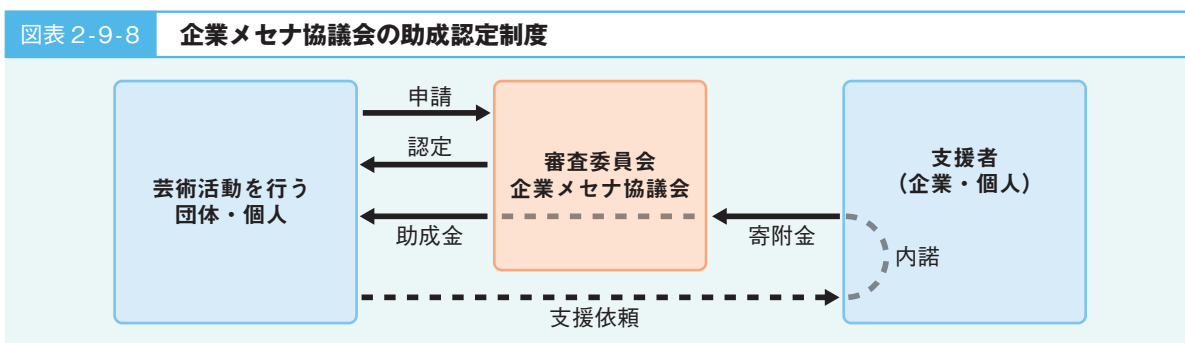
#### (1) 企業の取組の顕彰

公益社団法人企業メセナ協議会は、企業によるメセナ(芸術文化支援)活動の推進のため、芸術文化支援を行う企業相互の連携を図ることを目的として平成2年に設立されました。文化庁では、公益社団法人企業メセナ協議会との連携の下、同協議会の主催する「メセナアワード」において、芸術文化振興に高く貢献し、かつ地域活性化や、次世代育成に関わるメセナ活動を顕彰しています。



## (2) メセナ活動への支援

公益社団法人企業メセナ協議会は、主要事業の一つとして、民間の芸術文化支援を促進する「助成認定制度」を実施しています。この制度の認定を受けた文化芸術活動に対して寄附を行う場合、個人の場合には所得控除、企業などの法人の場合には一般の寄附金とは別枠での損金算入が認められます(図表 2-9-8)。



## 第2節 映画・メディア芸術の振興

### 1 日本映画の振興

映画は、演劇、音楽や美術などの諸芸術を含んだ総合芸術であり、国民の最も身近な娯楽の一つとして生活の中に定着しています。また、ある時代の国や地域の文化的状況の表現であるとともに、その文化の特性を示すものです。さらに、映画は海外に向けて日本文化を発信する上でも極めて効果的な媒体であり、有力な知的財産として位置付けられています。

文化庁では、平成16年度から総合的な日本映画の振興施策を実施しており、①日本映画の創造・交流・発信、②若手映画作家等の育成、③日本映画フィルムの保存・継承を推進しています(図表 2-9-9)。

具体的には、日本映画の製作支援、映画関係者によるシンポジウムなどの創作活動や交流の推進、日本映画の海外映画祭への出品支援やアジアにおける日本映画特集上映など海外への日本文化発信、短編映画作品製作による若手映画作家育成事業などの人材育成を通して、我が国の映画の一層の振興に取り組んでいます。特に日本映画の製作支援については、映画による国際文化交流を推進し、我が国の映画振興に資するため、平成23年度から新たに、国際共同製作による映画製作への支援を行っています。

また、日本映画に関する情報提供を通じてこれらの活動を促進するため、データベースの整備も進めています。

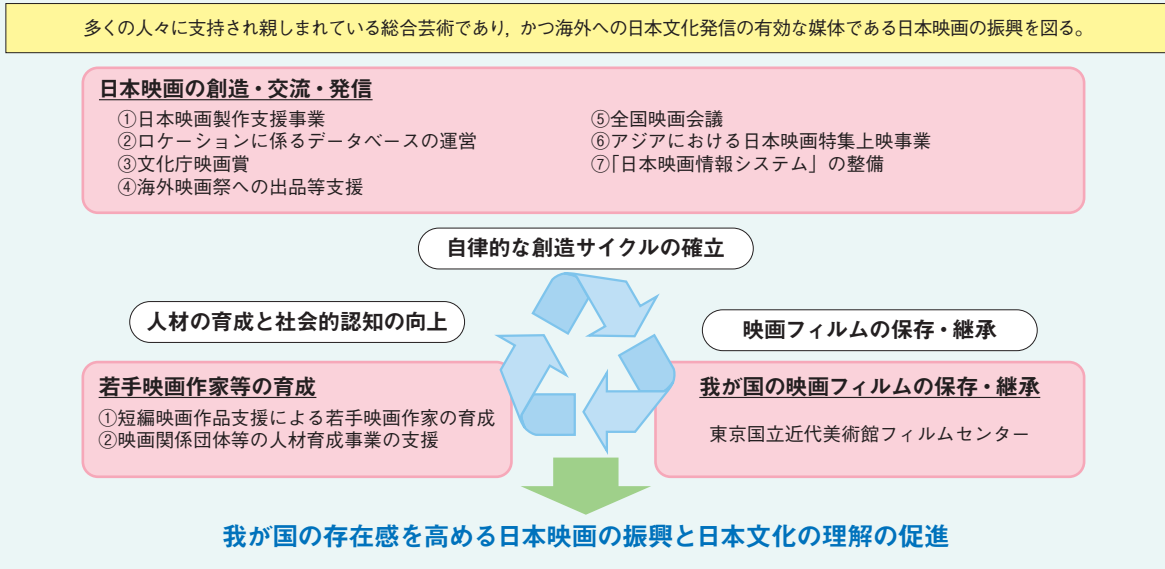


●全国ロケーションデータベースシステム (JLDB)  
(参照: <http://www.jldb.bunka.go.jp/>)



●日本映画情報システム (JCDB)  
(参照: <http://www.japanese-cinema-db.jp/>)

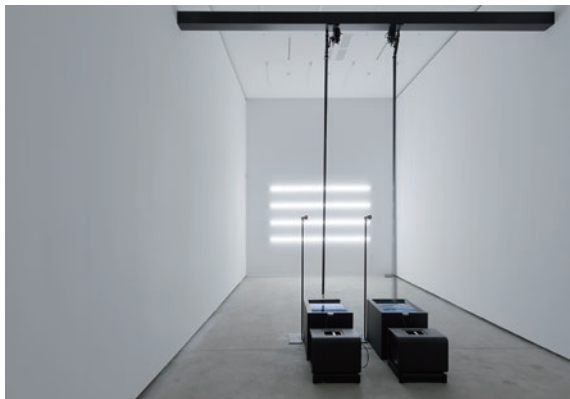
図表 2-9-9 日本映画の振興



## 2 アニメーション，マンガなどのメディア芸術の振興

アニメーション、マンガ、ゲームなどのメディア芸術は広く国民に親しまれ、新たな芸術の創造や我が国の芸術全体の活性化を促すとともに、海外から高く評価され、我が国への理解や関心を高めています。文化庁では、メディア芸術の一層の振興を図るため、創作活動への支援、普及、人材育成などに重点を置いた様々な取組を行っています。その一つの柱である文化庁メディア芸術祭は、平成25年度には17回目を迎え、国と地域、応募作品数ともに過去最多の84の国と地域から4,347作品の応募が寄せられました。「アート」「エンターテインメント」「アニメーション」「マンガ」の四つの部門ごとに大賞1作品、優秀賞4作品、新人賞3作品を顕彰するとともに、メディア芸術の振興に寄与した方々に功労賞を贈呈しました。

受賞作品は、「第17回メディア芸術祭受賞作品展」（平成26年2月5日から2月16日まで国立新美術館で開催）で展示されました。また、24年度以前の実績を踏まえ、優れたメディア芸術作品の鑑賞の機会を提供する「メディア芸術祭地方展」（25年度：山梨県、愛知県、北海道）や、「海外メディア芸術祭等参加事業」などの実施により、国内外へ優れたメディア芸術作品を発信しています。



アート部門大賞  
「crt mgn」  
作者：Carsten NICOLAI  
写真 Uwe Walter Courtesy Galerie EIGEN +  
ART Leipzig/Berlin and The Pace Gallery  
©2013 Carsten Nicolai. All rights reserved.



エンターテインメント部門大賞  
「Sound of Honda / Ayrton Senna 1989」  
作者：菅野 薫/保持 壮太郎/大来 優/キリーロバ ナージャ/  
米澤 香子/関根 光才/澤井 妙治/真鍋 大度  
©Honda Motor Co., Ltd. and its subsidiaries and affiliates.



アニメーション部門大賞  
「はちみつ色のユン」  
作者：ユン/ローラン・ボアロー  
©Mosaïque Films - Artémis Productions - Panda Média -  
Nadasdy Film - France 3 Cinéma - 2012



マンガ部門大賞  
「ジョジョリオンージョジョの奇妙な冒険 Part8ー」  
作者：荒木 飛呂彦  
©LUCKYLANDCOMMUNICATIONS/SHUEISHA

## 第3節

# 子供たちの文化芸術活動と地域における文化芸術の振興

## 1 子供たちの文化芸術活動の推進

平成25年6月14日に閣議決定された「第2期教育振興基本計画」においては、「小・中学校等と博物館や劇場、音楽堂等、文化芸術団体との連携・協力を図りつつ子どもたちが一流の文化芸術に触れる機会の提供を推進するとともに、子どもたちが地域の伝統文化に触れる機会を提供する取組への支援を行う。」とされており、文化庁では、子供たちが、本物の文化芸術に直接触れたり創造活動に参加したりすることにより、多くの感動体験を得て感受性豊かな人間として成長するように、以下の施策を実施しています。

### (1) 次代を担う子供の文化芸術体験事業

子供たちが優れた実演芸術を鑑賞するとともに、文化芸術団体などによる実演指導、ワークショップに参加し、更にはこれらの団体と本番の舞台で共演するなど、実演芸術に身近に触れる機会を提供する「次代を担う子供の文化芸術体験事業」を実施しています（平成25年度は文化芸術団体による巡回公演を1,587公演、学校への芸術家派遣を2,660か所で実施）。

### (2) 伝統文化親子教室事業

次代を担う子供たちに対して、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、茶道、華道などの伝統文化・生活文化について、計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供する取組に対して支援を行っています（平成25年度は後述の「文化遺産を活かした地域活性化事業」の支援メニューの一つとして実施していましたが、26年度においては単独事業として実施）。

### (3) 全国高等学校総合文化祭

高校生に文化部活動の成果発表の機会を提供し、創造活動の推進と相互の交流を深めるため、「全国高等学校総合文化祭」（平成25年度は7月31日から8月4日まで長崎県で開催）、「全国高等学校総合文化祭優秀校東京公演」（25年度は8月24日、25日に開催）を都道府県、全国高等学校文化連盟などとの共催で毎年開催しています。

## 2 地域における文化芸術活動への支援

文化庁では、優れた文化芸術に身近に接することができ、地域に根付いた文化芸術活動が活発に行われるようにするため、個性豊かな文化芸術の振興、文化芸術を支える人材育成など、地域における文化芸術の振興を図っています。

### (1) 劇場、音楽堂等の活性化

「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」及び「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」の趣旨を踏まえ、地域の文化拠点である劇場、音楽堂等が行う実演芸術の創造発信や、専門的人材の養成、普及啓発事業等を支援することにより、劇場、音楽堂等の活性化を図るとともに、地域コミュニティの創造と再生を推進する「劇場・音楽堂等活性化事業」を実施しています（平成25年度採択実績：160件）。

### (2) 文化遺産を活かした地域活性化事業

我が国の宝である地域の多様で豊かな文化遺産を活用した、伝統行事・伝統芸能の公開、後継者養成、古典に親しむ活動や、子供たちが親と共に地域の伝統文化に触れる体験事業等、地域の特色ある総合的な取組に対して支援を行っています（平成25年度採択実績：625件）。

### (3) 国民文化祭

国民の文化芸術活動への参加機運を高めるとともに、地域や世代を超えた文化交流の輪を広げていくため、全国規模の文化の祭典である「国民文化祭」を都道府県などとの共催で毎年開催しています（平成25年度は25年1月12日から11月10日まで山梨県で開催）。

### (4) 地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ

地域の文化芸術活動等を活発化させ、地域文化の再生やコミュニティの再構築などを図り、地域の活性化を推進するため、地方公共団体が企画する音楽、演劇、舞踊、美術、メディア芸術等を中心と

した文化芸術の創造発信事業に対して支援を行っています（平成25年度採択実績：139件）。

### 3 文化芸術創造都市の推進

近年、美しい景観や地方公共団体固有の文化的環境を生かすことにより、住民の創造性を育むとともに、新しい産業や街のにぎわいに結び付けることを目指す地方公共団体が増えてきました。文化庁は、このように都市政策の中心に文化政策を据える地方公共団体を応援するため、平成19年度に表彰制度を創設しました（図表2-9-10）。

平成21年度からは、「文化芸術創造都市」に取り組む地方公共団体やその関係者を対象とし、情報収集・提供、研修の実施などを通じた国内の文化芸術創造都市ネットワークの構築に取り組んでいます。また、25年度1月からは、国内の創造都市ネットワークの充実・強化を図るため、横浜市、神戸市、金沢市、鶴岡市、篠山市が発起幹事会を構成し、「創造都市ネットワーク日本（Creative City Network of Japan）」が設立されました。文化庁としては、このようなネットワーク組織を支援するとともに、26年4月に、全国各地域の文化芸術創造都市づくりの支援のために、地方公共団体等からの相談機能を果たす「文化庁・文化芸術創造都市振興室」を設け、文化芸術創造都市の推進を図ることとしました。

図表 2-9-10 文化庁長官表彰（文化芸術創造都市部門）受賞都市一覧

H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
横浜市（神奈川県）	札幌市（北海道）	東川町（北海道）	水戸市（茨城県）	仙北市（秋田県）	新潟市（新潟県）	八戸市（青森県）
金沢市（石川県）	豊島区（東京都）	仙台市（宮城県）	十日町市・津南町（新潟県）	鶴岡市（山形県）	大垣市（岐阜県）	いわき市（福島県）
近江八幡市（滋賀県）	篠山市（兵庫県）	中之条町（群馬県）	南砺市（富山県）	浜松市（静岡県）	神山町（徳島県）	千曲市（長野県）
沖縄市（沖縄県）	萩市（山口県）	別府市（大分県）	木曾町（長野県）	舞鶴市（京都府）		尾道市（広島県）
			神戸市（兵庫県）			

## 第4節

# 文化財の保存と活用

### 1 文化財保護制度の概要

我が国には、人間と自然との関わりの中で生まれ、地域の風土や生活を反映し、他国の文化との交流を通じて育まれてきた豊かで伝統的な文化が存在します。それらは、現代を生きる私たちに、我が国の歴史や古くからの生活の様子を伝えると同時に、その根底にある知と技を伝え、日々の暮らしに精神的な豊かさや感動、生きる喜びを与えてくれます。また、地域で継承されてきた伝統的な文化は、人々の手によって掘り起こされ、再認識されることにより、地域の人々の心のよりどころとして連帯感を育み、共に生きる社会の基盤を形成する役割を担っています。

文化財は、このような伝統的な文化が結実した一つの形であり、我が国の歴史や文化の理解のため欠くことのできない貴重な国民的財産であるとともに、将来の発展向上のためになくしてはならないものです。その意味においても、文化財は、将来の地域づくりの核ともなるものとして、確実に次世代に継承していくことが求められます。

このため、文化庁では、「文化財保護法」に基づき、文化財のうち重要なものについて指定等を行い、現在の状態からの変更、修理、輸出等に一定の制限を行うことで保存を図っています。一方で、有形の文化財については保存修理、防災、買上げ等、また、無形の文化財については伝承者養成、記録作成等に対して助成等を行うことで、所有者等の負担の軽減を図っています。

図表 2-9-11 文化財指定等件数一覧 (H26.4.1)

文化財指定等の件数 平成26年4月1日現在  
【指 定】

1. 国宝・重要文化財

種 別 / 区 分		国 宝	重 要 文 化 財
美 術 工 芸 品	絵 画	159	1,987
	彫 刻	128	2,676
	工 芸 品	252	2,439
	書跡・典籍	224	1,893
	古 文 書	60	749
	考 古 資 料	45	603
	歴 史 資 料	3	177
計		871	10,524
建 造 物		(266棟) 218	(4,629棟) 2,412
合 計		1,089	12,936

(注) 重要文化財の件数は、国宝の件数を含む。

2. 史跡名勝天然記念物

特 別 史 跡	61	史 跡	1,724
特 別 名 勝	36	名 勝	378
特 別 天 然 記 念 物	75	天 然 記 念 物	1,011
計	172 (162)	計	3,113 (3,004)

(注) 史跡名勝天然記念物の件数は、特別史跡名勝天然記念物の件数を含む。  
史跡名勝天然記念物には重複指定があり、( )内は実指定件数を示す。

3. 重要無形文化財

	各 個 認 定		保 持 団 体 等 認 定	
	指 定 件 数	保 持 者 数	指 定 件 数	保 持 団 体 等 数
芸 能	38	55 (55)	12	12
工 芸 技 術	39	55 (54)	14	14
合 計	77	110 (109)	26	26

(注) 保持者には重複認定があり、( )内は、実人員数を示す。

4. 重要有形民俗文化財

214 件

5. 重要無形民俗文化財

286 件

【選 定】

1. 重要文化的景観

43 件

2. 重要伝統的建造物群保存地区

106 地区

3. 選定保存技術

選定件数	保 持 者		保 存 団 体	
	件 数	人 数	件 数	団 体 数
66	45	51	29	31 (29)

(注) 保存団体には重複認定があり、( )内は実団体数を示す。

【登 録】

1. 登録有形文化財 (建造物)

9,423 件

2. 登録有形文化財 (美術工芸品)

14 件

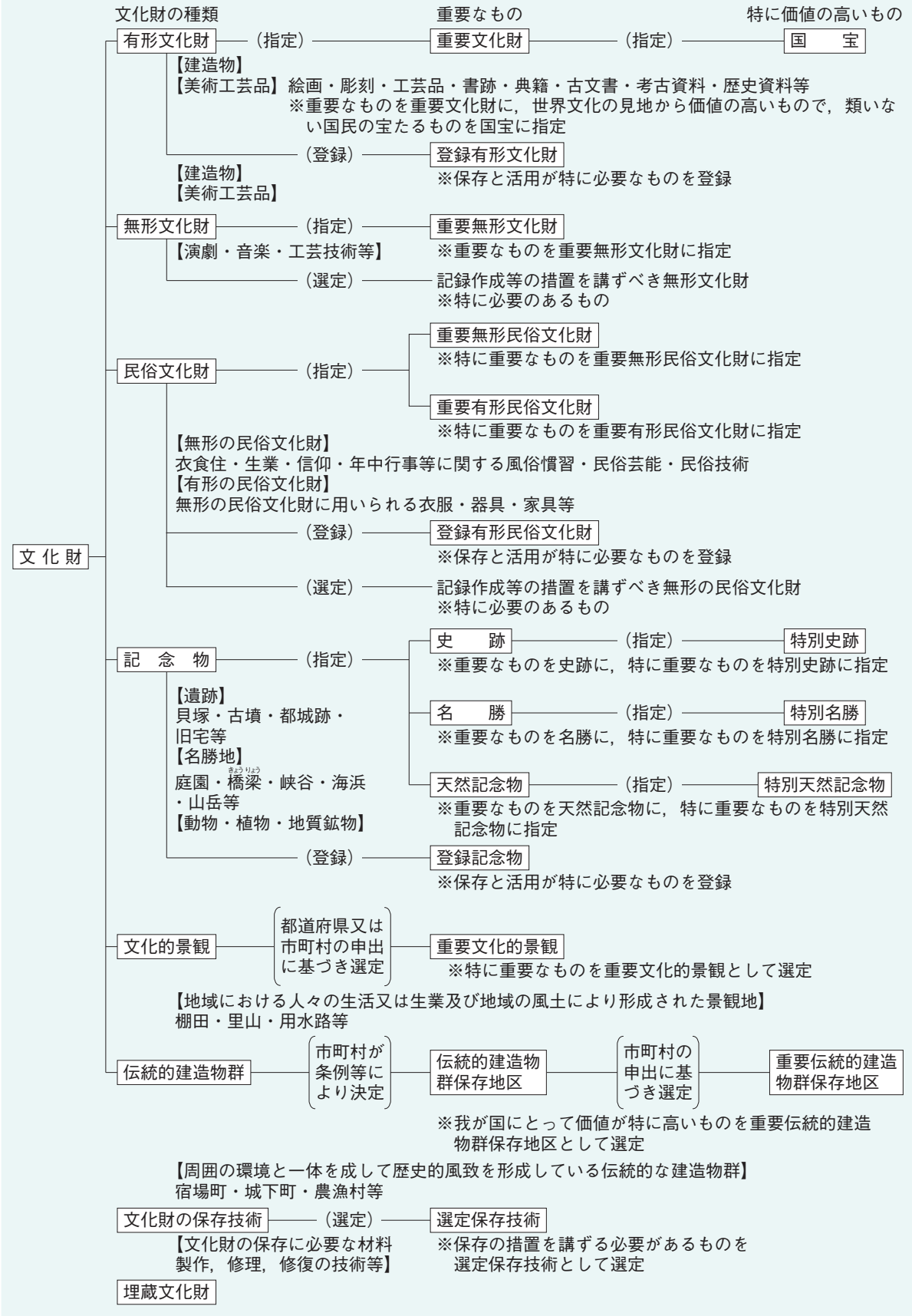
3. 登録有形民俗文化財

33 件

4. 登録記念物

78 件

図表 2-9-12 文化財の体系



## 2 有形文化財の保存と活用

### (1) 有形文化財とは

建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産や考古資料、歴史資料で、我が国にとって歴史上、芸術上、学術上価値の高いものを総称して「有形文化財」と呼んでおり、このうち、「建造物」以外のものを「美術工芸品」と呼んでいます。

### (2) 国宝、重要文化財の指定等

文化庁では、有形文化財のうち重要なものを「重要文化財」に指定し、さらに、重要文化財のうち世界文化の見地から特に価値の高いものを「国宝」に指定して重点的に保護しています。また、近年の国土開発や都市計画の進展、生活様式の変化等により、社会的評価を受ける間もなく消滅の危機にさらされている近代等の有形文化財については登録という緩やかな手法で保護しています。

図表 2-9-13 平成25年度の国宝・重要文化財（建造物）の指定

#### ○国宝（建造物）

平成25年8月7日指定

- ・ 鏝阿寺本堂

#### ○重要文化財（建造物）

平成25年8月7日指定（計9件）

- ・ 旧開拓使工業局長舎
- ・ 旧前田家本邸
- ・ 尊経閣文庫
- ・ 英勝寺
- ・ 旧鈴木家住宅（愛知県豊田市足助町）
- ・ 専修寺
- ・ 堀家住宅（兵庫県たつの市龍野町）
- ・ 尾崎家住宅（鳥取県東伯郡湯梨浜町）
- ・ 本源寺



国宝 鏝阿寺本堂（栃木県足利市）

平成26年1月27日指定（計6件）

- ・ 古河橋
- ・ 那須神社
- ・ 萩野家住宅（福井県三方上中郡若狭町）
- ・ 本隆寺
- ・ 十妙院
- ・ 旧高野口尋常高等小学校



図表 2-9-14 平成25年度の国宝・重要文化財（美術工芸品）の指定

○国宝（美術工芸品）		【工芸品の部】	
平成25年6月19日指定（計3件）		かしわみすくさまえりょうしほこよびかすののききえすずりばこ おがわはりつ ・ 柏木菟時絵料紙箱及春日野蒔絵硯箱（小川破笠作）（1具）	
【彫刻の部】		ひがきもんつば しがらき ・ 檜垣文壺（信楽）（1口）	
<small>もくぞう きしもんじゆ ぼさつおびきょうじぞう かいけい</small> ・ 木造騎獅文殊菩薩及脇侍像（快慶作）（4軀）		くろくちやわん くり ちようじろう ・ 黒茶碗（ムヤ楽）（長次郎作）（1口）	
文殊菩薩像内に建仁三年十月，南無阿弥陀仏，巧匠 安阿弥陀仏		くろりんず ちわかまつもじじか こばなもんようしほりぬいこそで ・ 黒輪子地若松紅葉鹿小文花様 絞 繻小袖（1領）	
等の銘がある		かつらがわみょうおういん みしやうたい ・ 葛川明王院御正体（6面）	
<small>もくぞう あみ だによらいざぞう うんけい</small> ・ 木造阿弥陀如来坐像（運慶作）（1軀）		でんそう き やまみちもんあや 田相黄山道文綾	
<small>もくぞう ふどうみょうおうおびに どうじりゅうぞう うんけい</small> ・ 木造不動明王及二童子立像（運慶作）（3軀）		くじょう けき ・ 九条袈裟（1領）	
<small>もくぞう びししゃもんてんりゅうぞう うんけい</small> ・ 木造毘沙門天立像（運慶作）（1軀）		じゆうようごしあす じしよんか ちようもんししゅう 条葉紺縹子地諸尊花鳥文刺 繻	
【書跡・典籍の部】		いろ せんすいしたとりもんりん か おおざら ちよべしま ・ 色絵山水竹鳥文輪花大皿（鍋島）（1枚）	
<small>だいいじもんじしようぎょう</small> ・ 醍醐寺文書 聖教（69378点）		【書跡・典籍の部】	
○重要文化財（美術工芸品）		つちみ かたいんぎんしゅう ・ 土御門院御集（1帖）	
平成25年6月19日指定（計50件）		こまんわ かしゅうまきだいいちだんかん（高野切）	
【絵画の部】		かんびょう（寛平の）（1幅）	
<small>しほんきんじ ちやくしやくし きまつづ かのおうたぬうひつ ろつきよびょうぶ</small> ・ 紙本金地 著色四季松図（狩野探幽筆）（六曲屏風）（1双）		まつのおしやほうらくわ か ・ 松尾社法楽和歌（1巻）	
<small>しほんきんじ ちやくしやくしよんじものたたりず と きみつよし ちようじろう</small> ・ 紙本金地 著色源氏物語図（土佐光吉，長次郎筆）（4帖）		かんおう 観応二年九月十一日足利尊氏外三筆	
<small>けんぼんちやくしやくしよんじものたたりず と きみつよし ちようじろう</small> ・ 絹本着色阿弥陀聖衆来迎図（土佐光吉，長次郎筆）（1幅）		しんしゅうじょう どうじゅうでんまきょう げ ・ 新修 浄土往生伝巻上，下（2帖）	
<small>けんぼんちやくしやくしよんじものたたりず かのおうたのぶ</small> ・ 絹本着色後陽成院像（狩野孝信筆）（1幅）		だいち さん ねん 書写奥書 ・ 法華 經（8巻）	
<small>しほんぼくが しょうぞう ず けい せがわとくはく</small> ・ 紙本墨画 老松図（長谷川等伯筆）（襖貼付）（6面）		けん ほん しょう 建治二年八月四日宗性 願文	
<small>しほんぼくが しょうぞう ず けい せがわとくはく</small> ・ 紙本墨画 猿猴捉月図（長谷川等伯筆）（襖貼付）（4面）		しんしゅうじょう どうじゅうでんまきょう ・ 新修 浄土往生伝巻下（1帖）	
<small>けんぼんちやくしやくしよんじものたたりず と きみつよし ひかるげんじ てかがみ</small> ・ 紙本金地 著色源氏物語図（土佐光吉筆）（光源氏手鑑）（80枚）		ほうげん べんしゅう 保元三年六月十七日弁昭 書写奥書	
<small>けんぼんちやくしやくしよんじものたたりず と きみつよし ひかるげんじ てかがみ</small> ・ 絹本着色 聖徳太子勝鬘經講讃図（土佐光吉筆）（光源氏手鑑）（1面）		【古文書の部】	
<small>しほんぼくが しょうぞう ちひさし</small> ・ 紙本墨画 老子像（牧谿筆）（1幅）		か げん き ・ 嘉元記（1冊）	
「道有」の鑑藏印がある		まこのしめぬしげ でんびょうほうじ にじゅう ・ 万尾嶋主解（天平宝字二年七月廿八日）（1通）	
【彫刻の部】		しはいせんかんきょうしよじきもつちよう 紙背写千巻 経所食物用 帳	
<small>もくぞう じぞう ぼさつ ぎぞう いんよ</small> ・ 木造地藏菩薩坐像（院嘗作）（1軀）		あんしやうじ しざいしやう ・ 安祥寺資財帳（1巻）	
像内に元亨四年二月，慈仙，仏子院嘗等の銘がある		しとく げんぼう 至徳二年七月日賢宝書写奥書	
<small>もくぞう かんのおん ぼさつ けいぞう</small> ・ 木造観音菩薩立像（院嘗作）（1軀）		ほそかわ げもんじよ じにひやくろくじゅうろくつ ・ 細川家文書（二百六十六通）（11巻，23幅，2冊，180通）	
<small>もくぞう せんげんしんぞう いんよ</small> ・ 木造浅間神像（院嘗作）（1基）		せんぜんにん ぎくう ます ・ 豊前国宇佐宮絵図（1幅）	
<small>もくぞう てんのうりゅうぞう いんよ</small> ・ 木造天王立像（院嘗作）（1軀）		【考古資料の部】	
<small>もくぞう ちゆうがんえんげつ ぎぞう いんよ</small> ・ 木造中蔵円月坐像（院嘗作）（1軀）		ほっかいどうふなぞまりいせきしつとひん ・ 北海道船泊遺跡出土品（一括）	
<small>もくぞう あみ だによらいりゅうぞう いんよ</small> ・ 木造阿弥陀如来立像（院嘗作）（1軀）		にいがたけんむらじりいせきしつとひん ・ 新潟県村尻遺跡出土品（一括）	
<small>どうぞう しゃか たほうによらいざぞう いんよ</small> ・ 銅造釈迦多宝如来坐像（院嘗作）（2軀）		やまなしけんさけのみ ばい いせきしつとひん ・ 山梨県酒香場遺跡出土品（一括）	
<small>もくぞう のうきやうげんもん いんよ</small> ・ 木造能狂言面（院嘗作）（30面）		しずおかけんみょうがしまこふんげんしつとどせいひん ・ 静岡県明ヶ島古墳群出土土製品（1064点）	
<small>もくぞう たらんじんぎぞう</small> ・ 木造摩多羅神坐像（寛清作）（1軀）		ぶ けんもと やしきとうきかまあとしつとどうき ・ 岐阜県宇屋敷陶器窯跡出土陶器（390点）	
像内に嘉暦四年，雲州清水寺常行堂摩多羅大明神，仏師南都方法橋 寛清等の銘がある		ぶ けんもと やしきとうきかまあとしつとひん ・ 岐阜県宇屋敷陶器窯跡出土品（一括）	
		し び ・ 鷗尾（4箇）	
		ひょうごけんちや やまこふんしつとひん ・ 兵庫県茶すり山古墳出土品（一括）	
		ながさきけんはる つじいせきしつとひん ・ 長崎県原の辻遺跡出土品（一括）	
		【歴史資料の部】	
		とうまようたいがくしかんけいしりょう ・ 東京大学史関係資料（1093点）	
		にらやまだいかんえがわ け かんけいしりょう ・ 葦山代官江川家関係資料（38581点）	
		えがわ けい かんけいしん ・ 江川家関係写真（461点）	
		いわくらとちよみ かんけいしりょう ・ 岩倉具視関係資料（1707点）	

### (3) 保存・活用のための取組

我が国の有形文化財は，木材等の植物性材料でつくられているものが多く，その保存・管理には適切な周期での修理が必要であるとともに防災対策が欠かせません。これらは所有者が行うことが原則ですが，多額の経費を要することからほとんどの場合，国庫補助が行われています。

建造物を地震等の災害から守るためには、事前に対策をとることが重要なため、文化庁では地震時における安全性確保の考え方を取りまとめ、具体的な耐震診断の指針を策定しています。平成17年度からは耐震診断に、21年度からは耐震補強工事に国庫補助を行っています。また、防火対策として、自動火災報知設備や避雷設備、消火設備とともに、放火等を防ぐための防犯設備の設置等に国庫補助を行っています。さらに、保存修理に必要な資材の供給林を設定し、管理業務の支援等を行う「ふるさと文化財の森システム推進事業」を実施しています。活用の取組の支援としては、保存活用計画策定指針を示す、活用事例を取りまとめて紹介する等のほか、NPO法人や市民団体等による活用の推進を図るための「NPO等による文化財建造物の管理活用事業」を行っています。

美術工芸品については、災害や盗難等の被害から守るため、手引の作成や研修会の開催等、防災・防犯意識の向上や有効な対策への理解を促進するための取組を実施しています。さらに、鑑賞機会の拡大を図るため、展示や体験学習を行うのに適した文化財保存施設の整備を推進するとともに、博物館等の施設が開催する国宝・重要文化財が出品される展覧会について一部の経費を負担しています。加えて、海外流出や散逸等のおそれがある国宝・重要文化財等については国において買い取り保存を図るとともに、文化庁主催展覧会への出品や博物館等の施設が開催する展覧会への貸与により活用を図っています。また、国指定重要文化財の一部が所在不明であるとの報道を受け、平成25年11月から、全国各地に所在している国指定重要文化財（美術工芸品）全件の所在を確認するための調査を行いました。

### 3 無形文化財の保存と活用

#### (1) 無形文化財とは

演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いものを「無形文化財」と呼んでいます。無形文化財は、人間の「わざ」そのものであり、具体的にはその「わざ」を体現・体得した個人又は団体によって表現されます。

#### (2) 重要無形文化財の指定や保持者等の認定

文化庁では、無形文化財のうち重要なものを「重要無形文化財」に指定し、同時に、これらの「わざ」を高度に体現・体得している者を「保持者」又は「保持団体」として認定しています。保持者の認定には、重要無形文化財である芸能又は工芸技術を高度に体現・体得している者を認定する「各個認定」（この保持者がいわゆる「人間国宝」）、二人以上の者が一体となって舞台を構成している芸能の場合、その「わざ」を高度に体現している者が構成している団体の構成員を認定する「総合認定」があります。

また、「保持団体認定」は、重要無形文化財の性格上個人的特色が薄く、かつ、その「わざ」を保持する者が多数いる場合、これらの者が主たる構成員となっている団体を認定するものです。

#### (3) 保存・活用のための取組

重要無形文化財の各個認定の保持者に対し、「わざ」の錬磨向上と伝承者の養成のための特別助成金を交付するとともに、重要無形文化財の総合認定保持者が構成する団体や保持団体、地方公共団体等が行う伝承者養成事業、公開事業等に対して補助を行っています。また、我が国にとって、歴史上、芸術上価値の高い重要無形文化財（工芸技術）を末永く継承し保護していくため、保持者の作品等の無形文化財資料を購入したり、その「わざ」を映像で記録し、これらの資料や完成した映像記録を公開しています。

図表 2-9-15 平成25年度の重要無形文化財の指定・認定

平成25年9月26日指定・認定

## ○芸能の部

- ながうたしや み せん      なががわしやういち      げいめい いまふじまさ た ろう
- ・長唄三味線      中川 昇一 (芸名 今藤政太郎)
- きよもとぶししや み せん      まつばらせい の すけ      げいめい きよもとうめきち
- ・清元節三味線      松原清之介 (芸名 清元梅吉)

## ○工芸技術の部

- はくじ      まえ た あまひろ
- ・白磁      前田昭博
- きんま      やましたよしと
- ・蒔繪      山下義人



重要無形文化財「白磁」 保持者：前田昭博

## 4 民俗文化財の保存と活用

## (1) 民俗文化財とは

衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないものを「民俗文化財」と呼んでおり、有形のものと無形のものがあります。

## (2) 重要有形・無形民俗文化財の指定等

文化庁では、有形、無形の民俗文化財のうち、特に重要なものを「重要有形民俗文化財」、「重要無形民俗文化財」に指定し、その保存を図っています。また、重要有形民俗文化財以外の有形民俗文化財のうち、保存・活用のための措置が特に必要とされるものを「登録有形民俗文化財」に登録するとともに、重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち、特に記録作成等を行う必要があるものを「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択しています。

図表 2-9-16 平成25年度の民俗文化財の指定

平成26年3月10日指定

## ○重要有形民俗文化財（計1件）

- えんぜん わ し      せいまくよう く およ      せいひん
- ・越前和紙の製作用具及び製品

## ○重要無形民俗文化財（計5件）

- はな わ まつり      や      たいぎょうじ
- ・花輪祭の屋台行事
- しょうらいさい      おおたいまつぎょうじ
- ・松例祭の大松明行事
- わ      ごう      ねんぶつおどり
- ・和合の念仏踊
- なま      り
- ・生里のモモチ
- おおむら      こむらさんおどり      す      こ      おどり      お      きた      おどり      くろまるおどり
- ・大村の郡三踊（寿古踊・沖田踊・黒丸踊）



重要無形民俗文化財「花輪祭の屋台行事」

## (3) 保存・活用のための取組

民俗文化財は、日常生活に基盤を置くものであり、近年の急激な社会構造や生活様式の変化によって変容・衰退のおそれがあります。このため、重要有形民俗文化財に指定された衣服や器具・家屋等を保護するための管理や修理、保存活用施設の整備等の事業を補助するとともに、重要無形民俗文化財に関する伝承者の養成や用具等の修理・新調等の事業に対しても補助を行っています。また、文化庁が選択した無形の民俗文化財を対象に、特に変容・衰退のおそれが高いものについて、計画的に映像等による記録化を進め、確実な記録保存を行っています。

## 5 記念物の保存と活用

### (1) 記念物とは

貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は鑑賞上価値の高いもの、動物や植物、地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いものを総称して「記念物」と呼んでいます。

### (2) 史跡、名勝、天然記念物の指定等

文化庁では、記念物のうち重要なものを、遺跡は「史跡」に、名勝地は「名勝」に、動物、植物、地質鉱物は「天然記念物」に指定し、さらに、それらのうち特に重要なものについては、「特別史跡」、「特別名勝」、「特別天然記念物」に指定しています。

また、今日の地域開発の進展や生活様式の急激な変化に伴い、残存することが困難な状況にある記念物については登録という緩やかな手法で保護しています。登録記念物については、「遺跡関係」、「名勝地関係」、「動物、植物及び地質鉱物関係」の三つの種別があります。

図表 2-9-17 平成25年度の史跡・名勝・天然記念物の指定及び登録記念物の登録

#### ○史跡

##### 平成25年7月10日指定

・豊後街道

##### 平成25年10月17日指定

- ・鳥海柵跡
- ・美濃金山城跡
- ・纏向遺跡
- ・恵美須ヶ鼻造船所跡
- ・讃岐遍路道
- ・根香寺道
- ・津田古墳群
- ・宝満山
- ・大野窟古墳
- ・富貴寺境内
- ・大隅正八幡宮境内及び社家跡
- ・佐敷城跡

##### 平成25年10月31日指定

・大丸山古墳

##### 平成26年3月18日指定

- ・宮脇廃寺跡
- ・流廃寺跡
- ・唐沢山城跡
- ・梅の木遺跡
- ・恒川官衙遺跡
- ・島原藩主深溝松平家墓所
- ・雪野山古墳
- ・中須東原遺跡
- ・八代城跡群
- ・ふるふもとじょうあと古麓城跡
- ・むじまじょうあと麦島城跡
- ・やつしろじょうあと八代城跡

#### ○名勝

##### 平成25年10月17日指定

- ・披雲閣庭園
- ・棲霞園及び梅ヶ谷津借楽園

#### 平成26年3月18日指定

- ・おくのほそ道の風景地
- ・草加松原
- ・ガンマンガ淵（慈雲寺境内）
- ・八幡宮（那須神社境内）
- ・殺生石
- ・黒塚の岩屋
- ・武隈の松
- ・金鶏山
- ・高館
- ・象潟及び汐越
- ・親しらず
- ・有磯海（女岩）
- ・那谷寺境内（奇石）
- ・大垣船町川湊
- ・久部良バリ及び久部良フリシ

#### ○天然記念物

##### 平成25年10月17日指定

- ・新湯の玉滴石産地
- ・大鹿村の中央構造線
- ・（北川露頭・安康露頭）
- ・平久保安良のハスノハギリ群落

##### 平成26年3月18日指定

- ・大歩危
- ・猪崎鼻の堆積構造
- ・喜界島の隆起サンゴ礁上植物群落

#### ○登録記念物

##### 平成25年8月1日登録

- （遺跡関係）
- ・長崎原爆遺跡（旧城山国民学校校舎）
- ・長崎原爆遺跡（浦上天堂旧鐘楼）
- ・長崎原爆遺跡（旧長崎医科大学門柱）
- ・長崎原爆遺跡（山王神社二の鳥居）

##### （名勝地関係）

- ・恩賜箱根公園

- ・強羅公園
- ・神仙郷
- ・旧中西氏庭園
- ・旧西尾氏庭園
- ・岡崎氏庭園
- ・財間氏庭園
- ・田中氏庭園
- ・椿氏庭園

##### 平成26年3月18日登録

##### （名勝地関係・遺跡関係）

- ・岡倉天心旧宅・庭園及び大五浦・小五浦

##### （名勝地関係）

- ・旧南部氏別邸庭園
- ・小早川氏庭園



天然記念物大歩危



登録記念物岡倉天心旧宅・庭園及び大五浦・小五浦

### (3) 保存・活用のための取組

歴史上、学術上価値の高い史跡等について、保存と活用を図るための事業を行う所有者、管理団体等に対する補助を充実するとともに、地方公共団体が史跡等を公有化する事業に対する補助を実施し、保存整備や活用等を推進しています。

## 6 文化的景観の保存と活用

### (1) 文化的景観とは

石積みの棚田が営まれる集落、流通・往来の結節点に形成された町場、河川流域の土地利用等、地域における人々の生活又は生業や当該地域の風土により形成された景観地で、我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないものを「文化的景観」と呼んでいます。

### (2) 重要文化的景観の選定

文化的景観を有する都道府県又は市町村では、「景観法」に基づく景観計画・条例、文化的景観保存計画等により、文化的景観の適切な保存・活用を図っています。このような文化的景観のうち、文化庁では、都道府県又は市町村の申出に基づき、特に重要なものを「重要文化的景観」として選定しています。

図表 2-9-18 平成25年度の重要文化的景観の選定

名 称	所 在 地	選定年月日
ひねのしょうおおぎ のうさんけいかん 日根庄大木の農村景観	大阪府泉佐野市	平成25年10月17日
あらぎしまおよ みた しみず のうさんけいかん 蘭島及び三田・清水の農山村景観	和歌山県有田川町	平成25年10月17日
さかたに さかもとたな わよ のうさんけいかん 酒谷の坂元棚田及び農山村景観	宮崎県日南市	平成25年10月17日
ながら がわちゅうりゅういきき ぎふ ぶんか てきけいかん 長良川中流域における岐阜の文化的景観	岐阜県岐阜市	平成25年10月17日
ひがしきさの さんそんけいかん 東草野の山村景観	滋賀県米原市	平成26年3月18日
みやづ あまのほしだて ぶんか てきけいかん 宮津天橋立の文化的景観	京都府宮津市	平成26年3月18日
いくの こうざんおよ こうざんまち ぶんか てきけいかん 生野鉱山及び鉱山町の文化的景観	兵庫県朝来市	平成26年3月18日
おくいずも せいてつおよ たなだ ぶんか てきけいかん 奥出雲たたら製鉄及び棚田の文化的景観	島根県奥出雲町	平成26年3月18日



奥出雲たたら製鉄及び棚田の文化的景観

### (3) 保存・活用のための取組

文化庁では、都道府県又は市町村が行う文化的景観に関する保存調査や文化的景観保存計画の策定、地域住民が参加するワークショップ等の普及・啓発、重要文化的景観の整備等に関する事業に対して国庫補助を行っています。

平成25年度には、新たに6件の文化的景観保存計画が策定されたほか、18件の重要文化的景観において、重要な構成要素である家屋の修理・修景等整備事業及び突発的な豪雨により被害を受けた構成要素の災害復旧が行われました。

## 7 伝統的建造物群の保存と活用

### (1) 伝統的建造物群とは

周囲の環境と一体を成して歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値が高いものを「伝統的建造物群」と呼んでおり、城下町や宿場町、門前町、農漁村集落などがこれに当たります。

### (2) 重要伝統的建造物群保存地区の選定

伝統的建造物群を有する市町村では、伝統的建造物群やこれと一体を成して価値を形成している環境を保存するために「伝統的建造物群保存地区」を定め、伝統的建造物の現状変更の規制等を行い、歴史的集落や町並みの保存と活用を図っています。文化庁では、伝統的建造物群保存地区のうち、市町村の申出に基づき、我が国にとってその価値が特に高いものを、「重要伝統的建造物群保存地区」に選定しています。

図表 2-9-19 平成25年度の重要伝統的建造物群保存地区の選定

- 平成25年8月7日選定（計2件）
- ・津和野町 津和野伝統的建造物群保存地区
  - ・津山市 城東伝統的建造物群保存地区
- 平成25年12月27日選定（計2件）
- ・横手市増田伝統的建造物群保存地区
  - ・大山町 所子伝統的建造物群保存地区



津和野町津和野伝統的建造物群保存地区

### (3) 保存・活用のための取組

伝統的建造物群を有する市町村が、伝統的建造物群保存地区として保存するために行う伝統的建造物群の保存状況等の調査に国庫補助を行っています。また、重要伝統的建造物群保存地区において、伝統的建造物の修理、伝統的建造物以外の建築物等の修景、伝統的建造物群と一体を成して価値を形成している環境の復旧、防災計画を策定するための調査、防災のための施設・設備の設置、建造物や土地の公有化等の市町村が行う事業に国庫補助を行っています。

## 8 文化財の保存技術の保護

### (1) 文化財の保存技術とは

我が国固有の文化により生み出され、現在まで保存・継承されてきた文化財を、確実に後世へ伝えていくために欠くことのできない、文化財の修理技術・技能やそれに用いられる材料・道具の製作技術等を「文化財の保存技術」と呼んでいます。

### (2) 選定保存技術の選定及び保持者等の認定

文化庁では、文化財の保存技術のうち、保存の措置を講ずる必要があるものを「選定保存技術」として選定するとともに、その技術を正しく体得している者を「保持者」として、技術の保存のための事業を行う団体を「保存団体」として、それぞれ認定し、保護を図っています。

## 9 埋蔵文化財の保護

「埋蔵文化財」は、国や地域の歴史や文化の成り立ちを明らかにする上で欠くことのできない国民共有の財産であり、個性豊かな地域の歴史的・文化的環境を形作る貴重な資産です。

このような埋蔵文化財を保護するため、文化財が埋蔵されている土地で開発事業等を行う場合には、事前に遺跡の内容を確認するための発掘調査を行った上で、現状保存のための調整や、現状保存を行うことができない場合には記録として保存するための発掘調査が必要です。また、記録保存のために行った発掘調査については、発掘現場での説明会や報告書の作成等によって積極的に公開を行うことが求められます。

文化庁では、全国的に注目された近年の発掘調査の成果を広く周知するため、「発掘された日本列島（新発見考古速報展）」を全国の博物館を巡回して開催しています。平成25年度は全国5か所で行われ、新たに発掘された「縄文時代の石棒」や宮内庁所蔵の陵墓の埴輪等約510点を展示しました。



石棒（東京都緑川東遺跡より出土）



人物形埴輪（大阪府仁徳天皇陵古墳より出土）

## 10 「歴史文化基本構想」の普及・促進

近年、過疎化や少子高齢化に伴う人口減少等、文化財を育み、支えてきた地域の変化により、文化財の継承が困難になってきています。こうした状況の中、地域の文化財をその周辺環境も含めて総合的に保存・活用していくことが重要です。「歴史文化基本構想」は、各地方公共団体において、文化財保護に関するマスタープランとして、文化財をその周辺環境も含めて総合的に保存・活用するために策定するものであり、文化財保護に限らず、文化財を活かした地域づくりにも資するものです。

文化庁では、平成20年度から3か年にわたり全国20地域（23市町村）において実施した「文化財総合的把握モデル事業」（以下「モデル事業」という）の成果と、並行して開催された有識者会議における検討を踏まえ、「歴史文化基本構想」の策定に当たっての技術的な留意点等について、「歴史文化基本構想」策定技術指針（以下「技術指針」という）として24年2月に取りまとめるとともに、地方公共団体の職員を対象に、技術指針の解説等を行う研修会を開催しました（同年2月から計3回開催）。また、モデル事業で策定された歴史文化基本構想の事例等を取り上げながら、技術指針を分かりやすく解説した『「歴史文化基本構想」策定ハンドブック』を26年3月に作成しました。

このほかに、歴史文化を活かした地域づくりに関連する取組として、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（通称：「歴史まちづくり法」）に基づく「歴史的風致維持向上計画の認定制度」があります。これは市町村が、地域に根差した人々の活動と建造物が一体となった良好な市街地の環境を維持・向上させるための計画を国が認定するもので、認定された市町村は、国による重点的な支援を受けることができます。

## 11 古墳壁画の保存と活用

我が国においては2例しか確認されていない極彩色古墳壁画である高松塚古墳及びキトラ古墳の両古墳壁画については、高松塚古墳近くにある「国宝高松塚古墳壁画仮設修理施設」において、両古墳から取り外した壁画の保存修理を行っています。

また、高松塚古墳壁画の修理後の保存方針について、「古墳壁画の保存活用に関する検討会」において検討を行い、平成26年3月には、壁画修理後の当分の間は古墳の外の適切な場所において保存管理・公開を行うこと、壁画修理後の古墳現地の扱いや壁画・石室の当分の間の保存管理・公開の方法、場所等について引き続き検討を行うことなどの方針が決定しました。24年7月に設置した「装飾古墳ワーキンググループ」においては、装飾古墳の保存管理の在り方やその手法について検討を行い、26年3月に装飾古墳ワーキンググループ報告書をまとめました。

キトラ古墳壁画については、「古墳壁画の保存活用に関する検討会」における審議等を踏まえ、当分の間、適切な施設で保存管理を行うという方針の下、キトラ古墳周辺に壁画保存管理施設を設置するとともに、古墳の整備を実施することとしており、平成24年度にはその実施設計をしたところで、25年度以降、本格的な施設工事や古墳の整備を実施しています。

また、国宝高松塚古墳壁画仮設修理施設では、壁画の保存対策事業への国民の理解を深めるため、平成20年度から毎年度、修理作業中の壁画の状況等を公開しており、25年度においては8月と1月の2回実施し、計5,562人に参加いただきました。加えて、25年8月には史跡整備のため埋め戻されるキトラ古墳の石室も同時に公開しました。

## 12 世界遺産と無形文化遺産

### (1) 世界遺産一覧表への記載の推進

#### ①世界遺産条約（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約）

「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（「世界遺産条約」）は、顕著な普遍的価値を持つ文化遺産・自然遺産を、人類全体のための世界の遺産として損傷・破壊等の脅威から保護することを目的として、1972（昭和47）年の第17回ユネスコ総会において採択されました。我が国は平成4年に同条約を締結し、26年3月末現在、190か国が締結しています。また、23年11月、第18回世界遺産条約締約国会議において、我が国が21か国から構成される世界遺産委員会の委員国に選出されました。通常、4年間委員国を務めることとなります。

毎年1回開催される世界遺産委員会においては、締約国からの推薦や諮問機関の評価等に基づいて審議が行われ、顕著な普遍的価値を持つと認められる文化遺産・自然遺産・複合遺産が世界遺産一覧表に記載されます。2014（平成26）年3月末現在、981件の遺産（文化遺産759件、自然遺産193件、複合遺産29件）が記載されています。

世界遺産一覧表への記載を推進することは、我が国の貴重な文化遺産の価値が国際的に評価されるとともに、記載を目指す過程で地域における総合的な文化財保護の取組が格段に充実するという点で大きな意義があります。

#### ②世界遺産一覧表への記載の推進に向けた国内の取組について

平成25年1月に、我が国の世界遺産暫定一覧表に記載されている文化遺産のうち、「富岡製糸場と絹産業遺産群」を推薦しました。「富岡製糸場と絹産業遺産群」については、2014（平成26）年6月の世界遺産委員会においての審議を経て、我が国で18番目の世界遺産として認められました。また、26年1月には、「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」について、ユネスコ世界遺産センターに推薦書を提出しています。



図表 2-9-20 我が国の世界遺産一覧

	記載物件名	所在地	推薦年	記載年月	区分
1	法隆寺の仏教建築物	奈良県	平成4年	平成5年12月	文化
2	姫路城	兵庫県	平成4年	平成5年12月	文化
3	屋久島	鹿児島県	平成4年	平成5年12月	自然
4	白神山	青森県, 秋田県	平成4年	平成5年12月	自然
5	古都京都の文化財（京都市, 宇治市, 大津市）	京都府, 滋賀県	平成5年	平成6年12月	文化
6	白川郷, 五箇山の合掌造り集落	岐阜県, 富山県	平成6年	平成7年12月	文化
7	原爆ドーム	広島県	平成7年	平成8年12月	文化
8	厳島神社	広島県	平成7年	平成8年12月	文化
9	古都奈良の文化財	奈良県	平成9年	平成10年12月	文化
10	日光の社寺	栃木県	平成10年	平成11年12月	文化
11	琉球王国のグスク及び関連遺産群	沖縄県	平成11年	平成12年12月	文化
12	紀伊山地の霊場と参詣道	三重県, 奈良県, 和歌山県	平成15年	平成16年7月	文化
13	知床	北海道	平成16年	平成17年7月	自然
14	石見銀山遺跡とその文化的景観	島根県	平成18年	平成19年7月	文化
15	小笠原諸島	東京都	平成22年	平成23年6月	自然
16	平泉—仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群—	岩手県	平成18年, 平成22年	平成23年6月	文化
17	富士山—信仰の対象と芸術の源泉	山梨県, 静岡県	平成24年	平成25年6月	文化
18	富岡製糸場と絹産業遺産群	群馬県	平成25年	平成26年6月	文化

## （2）無形文化遺産の保護に関する取組

2003（平成15）年のユネスコ総会において、無形文化遺産の保護に関し拘束力のある初めての国際的な法的枠組みとして「無形文化遺産の保護に関する条約」が採択され、18年4月20日に発効しました。我が国は、本条約の策定段階から主導的役割を果たすとともに、その早期発効を促すため、16年6月に3番目の締約国となり、26年3月末現在で158か国が締結しています。

本条約は、無形文化遺産を保護することを目的として、「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表（代表一覧表）」への記載、無形文化遺産の保護のための国際的な協力・援助体制の確立、締約国がとるべき必要な措置等について規定しています。

2013（平成25）年12月、本条約の政府間委員会がアゼルバイジャン共和国のバクーで開催され、我が国の「和食；日本人の伝統的な食文化—正月を例として—」を含む25件が新たに「代表一覧表」に記載されることになりました。26年3月には、「代表一覧表」への記載に向け、我が国として「山・鉾・屋台行事」をユネスコに提案することを決定し、提案書を提出しました。今後、28年秋の政府間委員会において記載の可否の審議を受ける予定となっています。また、無形文化遺産保護に関する調査研究及び途上国への技術的支援等を行うため、国立文化財機構の一機関として、アジア太平洋無形文化遺産研究センターが大阪府堺市に設置されています。

図表 2-9-21 「代表一覧表」に記載されている我が国の無形文化遺産

名 称	記載年
のうがく 能楽	平成20年記載
にんぎょうじょうりふらんく 人形浄瑠璃文楽	平成20年記載
かぶき 歌舞伎	平成20年記載
がく 雅楽	平成21年記載
おちやちみ えちごじょうふ 小千谷縮・越後上布	平成21年記載
せきしゅうばんし 石州半紙	平成21年記載
ひたちふりゅうもの 日立風流物	平成21年記載
きょうとぎ おんまつり やまほごぎょうじ 京都祇園祭の山鉾行事	平成21年記載
こしま 甑 島のトシドン	平成21年記載
おくの と 奥能登のあえのこと	平成21年記載
はやちねかぐら 早池峰神楽	平成21年記載
あきう たうえおどり 秋保の田植 踊	平成21年記載
チャッキラコ	平成21年記載
だいにちどうぶがく 大日堂舞楽	平成21年記載
がいむくたて 題目立	平成21年記載
こしまぶよう アイヌ古式舞踊	平成21年記載
くみおどり 組 踊	平成22年記載
ゆうまつびぎ 結城 紬	平成22年記載
みぶ はなたうえ 壬生の花田植	平成23年記載
さだしんのう 佐陀神能	平成23年記載
なち でんがく 那智の田楽	平成24年記載
わしょく にほんじん でんとうてき しよくぶんか 和食；日本人の伝統的な食文化	平成25年記載

Column No. 21

## ユネスコ無形文化遺産 「和食：日本人の伝統的な食文化」

ユネスコの「無形文化遺産の保護に関する条約」に基づく「代表一覧表」に記載された「和食」は、日本人が基礎としている「自然の尊重」という精神にのっとり、正月や田植え、収穫祭のような年中行事と密接に関係し、家族や地域コミュニティのメンバーとの結び付きを強める社会的慣習として提案されたものです。

その主な内容は、①「新鮮で多様な食材とその持ち味の尊重」、②「栄養バランスに優れた健康的な食生活」、③「自然の美しさや季節の移ろいを表現した盛り付け」、④「正月行事などの年中行事との密接な関わり」の四つです。

まず、「新鮮で多様な食材とその持ち味の尊重」とは、四季折々の新鮮な食材や日本の各地で地域に根差した多様な食材を用い、素材の持ち味を引き出す工夫が施されているということです。

次に、「栄養バランスに優れた健康的な食生活」とは、ご飯、味噌汁、魚や野菜といったおかずなどによるバランスよい構成であるということです。また、出汁や発酵調味料をうまく使うことにより動物性油脂の少ない食生活を実現しています。

さらに、「自然の美しさや季節の移ろいを表現した盛りつけ」とは、盛り付けにおいて、彩りを考

えて食材を加えたり、季節に合わせた器を使うなど、美しさや季節感を表現したりすることです。

そして、こうした和食の文化は、食の生産から準備、消費に至るまでの社会的慣習として「正月行事などの年中行事との密接な関わり」が欠かせないものとなっています。

「和食」の実践者は、特定のコミュニティではなく、日本国民全体であり、食文化がグローバル化の影響を大きく受ける中、今後とも私たち日本人一人一人が「日本人の伝統的な食文化」を次世代へ継承し、世界における認知を向上することが期待されます。

## 第5節

# 美術館・歴史博物館・劇場等の振興

## 1 美術館・歴史博物館への支援

文化庁では、美術館・歴史博物館が地域住民の文化芸術活動・学習活動の場として積極的に活用され、文化芸術の国内外への発信拠点としての機能が充実するよう、事業に対する支援や人材養成等を行っています。

### (1) 美術館・歴史博物館の活性化に向けた取組

文化庁では、美術館・歴史博物館を地域の拠点として活性化するとともに、地域との協働の下、美術館・歴史博物館が有する多面的な可能性を生かした事業の展開を支援することにより、地域ひいては我が国全体の活力の向上に資することを目的とする「地域と共働した美術館・歴史博物館創造活動支援事業」を実施しています。

### (2) 美術館・歴史博物館を支える人材の養成等

公私立の美術館・歴史博物館の学芸員等の専門的な知識や技術を向上させ、美術館・歴史博物館活動の充実を図ることが求められています。このため、文化庁では、国立美術館・国立博物館等の協力を得て、企画展示セミナー等、様々な研修会や講習会等を実施しています。また、美術館等の管理・運営や教育普及等を担う専門職員の研修を充実するため、ミュージアム・マネジメント研修やミュージアム・エデュケーター研修を実施しています。

## 2 美術品補償制度の導入等

美術品補償制度とは、展覧会を開催するために海外の美術館等から借り受けた作品に万一損害が発生した場合に、その損害を政府が補償するものです。

美術品補償制度を創設する「展覧会における美術品損害の補償に関する法律」は平成23年3月に成立し、同年6月に施行されました。26年3月末現在、14件の展覧会が美術品補償制度の対象になりました。この制度により、展覧会の主催者の保険料負担が軽減され、広く全国で安定的・継続的に優れた展覧会が開催されるようになることが期待されます。

また、海外の美術品等に対する強制執行等の禁止の措置を定めるとともに、国の美術館等の施設の整備・充実等について定める「海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律」が平成23年3月に成立し、同年9月に施行されました。この法律によって、従来は強制執行等の禁止措置が担保されていないために借り受けることが困難であった海外の美術品等を公開する展覧会の開催が可能となり、前述の美術品補償制度と合わせて、国民が世界の多様な文化に接する機会の増大が図られることが期待されます。

### 3 登録美術品制度

優れた美術品の美術館や博物館における公開を促進することにより、国民が美術品を鑑賞する機会を拡大することを目的とする「美術品の美術館における公開の促進に関する法律」に基づいて、「登録美術品制度」が設けられています。

この制度は、優れた美術品について、個人や企業等の所有者からの申請に基づき、専門家の意見を参考にして文化庁長官が登録を行うものです。登録された美術品は、所有者と美術館の設置者との間で結ばれる登録美術品公開契約に基づき、当該美術館において5年以上の期間にわたって計画的に公開・保管されます。また、登録美術品については、相続税の物納の特例措置が設けられています。

平成26年3月末現在までに、63件（397点）の美術品が登録美術品として登録されています。

### 4 国立美術館

独立行政法人国立美術館は、東京国立近代美術館、京都国立近代美術館、国立西洋美術館、国立国際美術館、国立新美術館それぞれの特色を生かしつつ、5館が連携・協力して、美術作品の収集・展示、教育普及活動やこれらに関する調査研究を行うとともに、我が国の美術振興の拠点として、国内外の研究者との交流、学芸員の資質向上のための研修、公私立美術館への助言、地方への巡回展などを行っています\*1（図表2-9-22）。

平成25年度においては、「フランス・バーコン展」（東京国立近代美術館）、「皇室の名品—近代日本美術の粹—」（京都国立近代美術館）、「ラファエロ」（国立西洋美術館）、「あなたの肖像—工藤哲巳回顧展」（国立国際美術館）、「イメージの力—国立民族学博物館コレクションにさぐる」（国立新美術館）などの企画展を開催するとともに、東京国立近代美術館フィルムセンターでは、「生誕110年 映画監督 清水宏」の上映などを行いました。

また、美術館を活用した鑑賞教育の充実のための指導者研修や、国立国会図書館や国立情報学研究所などとの連携による美術情報の多元的発信などを行いました。

\*1 参照：<http://www.artmuseums.go.jp/>



#### 東京国立近代美術館

近・現代美術に関する作品その他の資料を収集・保管・展示し、併せてこれに関連する調査研究や事業を行っています。本館の他、工芸館、フィルムセンターを設置しています。フィルムセンターは、我が国における映画文化の中核となる総合的なフィルム・アーカイブ<sup>(注)</sup>を目指しています。

(注) フィルム・アーカイブ……映画フィルムと関連資料を文化財として収集・保存する機関。



#### 京都国立近代美術館

近・現代美術、特に関西を中心とした西日本の作品に重点を置きつつも、写真・デザイン・ファッションや建築等その他の資料も視野に入れながら、収集・保管・展示事業を展開し、関連する調査研究や事業を行っています。



#### 国立西洋美術館

昭和30年10月8日に日本国政府とフランス政府との間に成立した合意に基づきフランス政府から日本国政府に寄贈返還された松方コレクション（主にフランスの絵画・彫刻）を基礎とした展覧事業を中心に西洋美術に関する作品や資料の収集、調査研究、修復保存、教育普及、出版物の刊行などを行っています。



#### 国立国際美術館

日本美術の発展と世界の美術との関連を明らかにするために必要な美術に関する作品（主に1945年以降）その他の資料を収集・保管・展示し、併せてこれに関連する調査研究や事業を行っています。



#### 国立新美術館

我が国の美術創造活動の活性化のため、全国的な活動を行っている美術団体などに展覧会会場の提供を行うとともに、新しい美術の動向を紹介することなどを通じて、美術に関する新たな創造活動の展開やアーティストの育成などを支援しています。また、美術に関する情報の収集・提供や教育普及活動を展開するとともに、併せてこれに関連する調査研究を行っています。

## 5 国立文化財機構

国立文化財機構は、東京国立博物館、京都国立博物館、奈良国立博物館、九州国立博物館の4博物館を設置し、有形文化財を収集・保管して国民の皆様の観覧に供するとともに、東京文化財研究所、奈良文化財研究所、アジア太平洋無形文化遺産研究センターを加えた7施設において調査・研究などを行うことにより、貴重な国民的財産である文化財の保存と活用を図ることを目的としています<sup>\*2</sup> (図表 2-9-23)。

現在、国立博物館では国宝・重要文化財を含む約12万件の文化財を所蔵しています。また、これ

\*2 参照：<http://www.nich.go.jp>

らの文化財を活用し、平常展、企画展などを通じて日本の歴史・伝統文化や東洋文化の魅力を国内外に発信する拠点としての役割も担っています。

平成25年度においては、「京都—<sup>らくちゅうらくがい</sup>洛中洛外図と障壁画の美（東京国立博物館）」「狩野山楽・山雪（京都国立博物館）」「當麻寺—極楽浄土へのあこがれ—（奈良国立博物館）」「国宝 大神社展（九州国立博物館）」などの特別展を開催しました。

東京文化財研究所では、日本・東洋の美術・芸能等の文化財に関する調査研究や文化財の保存に関する科学的な調査、修復材料・技術の開発に関する研究を行うとともに、海外の博物館・美術館が所蔵する日本古美術品の修復協力、アフガニスタンやカンボジア等アジア諸国を中心に文化財保存修復に関する協力など国際交流を進めています。奈良文化財研究所では、遺跡、建造物、歴史資料などの調査研究や平城宮跡、飛鳥・藤原宮跡の発掘調査などを進めるとともに、全国各地の発掘調査などに対する指導・助言や発掘調査を行う専門職員などに対する研修を行っています。

また、平成23年10月に日本政府とユネスコの協定に基づき大阪府堺市に設置されたアジア太平洋無形文化遺産研究センターが、アジア太平洋地域における無形文化遺産保護を強化する拠点の一つとしての活動を行っています。

なお、災害により被災した文化財の保護のため、文化庁の要請を受け、国立文化財機構は東京文化財研究所に事務局を設置し、東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業（文化財レスキュー事業）を実施するなど、地方公共団体などに対する支援・協力を行っています。



**東京国立博物館**

我が国の人文系の総合的な博物館として、日本を中心に広くアジア諸地域にわたる有形文化財について、収集、保存、管理、展示、調査研究、教育普及事業等を行うとともに資料館において、創設以来収集・保管してきた写真、図書等の学術資料を、研究者を中心に広く公開しています。



**京都国立博物館**

京都に都が置かれた平安時代から江戸時代の京都文化を中心とした文化財について、収集、保存、管理、展示、調査研究、教育普及事業等を行うとともに、文化財保存修理所において、文化財の保存修理、模写・模造や修復文化財に関する資料収集、調査研究を実施しています。



**奈良国立博物館**

仏教美術及び奈良を中心とした文化財について、収集、保存、管理、展示、調査研究、教育普及事業等を行うとともに文化財保存修理所において、伝統的技術と人文科学・科学技術を融合した保存修復を実施しています。



**九州国立博物館**

「日本文化の形成をアジア史的観点から捉える」博物館として、日本とアジア諸地域との文化交流を中心とした文化財の収集、保存、管理、展示、調査研究、教育普及事業等を行うとともに文化財保存修復施設において、伝統的技術と人文科学・科学技術を融合した保存修復を実施しています。



**東京文化財研究所（写真：日光東照宮陽明門の現地調査）**

基礎的なものから先端的・実践的なものまで多様な手法により我が国の文化財の研究を行うとともに、その成果の積極的な公表・活用を図り、保存科学・修復技術に関する我が国の拠点としての役割を果たしています。また、世界の文化財保護に関する国際的な研究交流等を実施し、文化財保護における国際協力の拠点としての役割を担っています。

（撮影協力：（公財）日光社寺文化財保存会）



**奈良文化財研究所（写真：藤原宮朝堂院朝庭（飛鳥藤原第179次）の発掘調査現地説明会風景）**

遺跡・建造物・庭園等の土地と結び付いた文化財や、南都諸大寺及び近畿周辺を中心とした古社寺等における文化財の保存・活用を図るための発掘、調査研究を行うとともに、全国各地の発掘調査、建造物修理等に対する協力・助言等を行っています。また、アジア諸地域の遺跡・建造物等の文化財に関する国際的な研究支援や保護事業への協力等を実施しています。



**アジア太平洋無形文化遺産研究センター（写真：無形文化遺産保護条約採択10周年記念シンポジウム）**

アジア太平洋地域における無形文化遺産の保護のための調査研究拠点として、当該地域における危機に瀕した無形文化遺産の保護に向けた現地調査や、この分野で活躍する当該地域の研究機関や研究者についての総合的な情報収集を行うとともに、堺市と連携協力しながら国際的な文化交流に向けた事業の実施も展開しています。

## 6 日本芸術文化振興会

### (1) 伝統芸能の保存・振興

日本芸術文化振興会は、我が国の伝統芸能の保存・振興を目的として、国立劇場、国立演芸場、国立能楽堂、国立文楽劇場、国立劇場おきなわの5館において、歌舞伎、大衆芸能、能楽、文楽、組踊などの伝統芸能の公開や伝承者の養成、伝統芸能に関する調査研究・資料収集・展示、劇場施設の貸与などの事業を実施しています\*<sup>3</sup> (図表 2-9-24)。平成25年度は、公演事業として、5館で計182公演(1,032回)を実施しました。物語の展開を理解しやすいように筋を通した「通し狂言 伊賀越道中双六」を歌舞伎(国立劇場)と文楽(国立劇場・国立文楽劇場)で上演したほか、廃絶演目の復活にも努め、文楽「大塔宮あまひのよろい 曠 鎧」を121年振りに上演しました(国立劇場)。また新作にも取り組み、開場30周年を迎えた国立能楽堂での梅原猛書き下ろしによる現代語のスーパー能「世阿弥」や、国立劇場おきなわ開場10周年記念特別公演「今日ぬ誇らしゃや」を上演しました。民俗芸能公演では「東日本大震災復興支援 東北の芸能」として、「Ⅲ 福島」及び「Ⅳ 岩手・宮城・福島3県の沿岸地域より」を上演しました(国立劇場)。伝承者養成事業では、平成26年3月現在、歌舞伎俳優7名、歌舞伎音楽竹本2名、歌舞伎音楽長唄1名、大衆芸能太神楽2名、文楽3名、能楽1名、組踊9名の研修生がそれぞれ研修中です。また、各館において展示や各種講座などを実施し、伝統芸能に関する理解促進と普及に努めています。

### (2) 現代舞台芸術の振興・普及

我が国の現代舞台芸術振興の拠点として、新国立劇場において、オペラ、バレエ、現代舞踊、演劇などの公演の実施や、現代舞台芸術の実演家などの研修、現代舞台芸術に関する調査研究・資料収集・展示、劇場施設の貸与などを実施しています\*<sup>4</sup> (図表 2-9-24)。

平成25年度は、公演事業としてオペラ「リゴレット」、バレエ「バレエ・リュス ストラヴィンスキー・イヴニング」、現代舞踊「中村恩恵×首藤康之」、演劇「OPUS/作品」などの意欲的な作品を含め、計29公演(254回)を実施しました。実演家研修事業では、平成26年3月現在、オペラ15名、バレエ12名、演劇29名がそれぞれ研修中です。また、新国立劇場や新国立劇場舞台美術センター資料館において展示や各種講座などを実施し、現代舞台芸術の理解促進と普及に努めています。

\*<sup>3</sup> 参照：<http://www.ntj.jac.go.jp>

\*<sup>4</sup> 参照：<http://www.nntt.jac.go.jp>





#### 国立劇場

我が国の伝統芸能の保存と振興を図ることを目的として、歌舞伎・文楽・舞踊・邦楽・雅楽・声明・民俗芸能等の公演を行っています。また、歌舞伎俳優・歌舞伎音楽・大衆芸能の伝承者の養成、伝統芸能に関する調査研究・資料収集などの事業を実施しています。敷地内に伝統芸能の普及に資するための伝統芸能情報館を併設し、広く国民の利用に供しています。



#### 国立演芸場

大衆芸能の保存と振興を図ることを目的として、落語・講談・浪曲・漫才・奇術・曲芸などの公演を行っています。施設内の展示室では演芸に関する資料展示を実施しています。



#### 国立能楽堂

能楽の保存と振興を図ることを目的として、能と狂言の公演を行っています。また、能楽の伝承者（ワキ方・囃子方・狂言方）の養成、能楽に関する調査研究・資料収集などの事業を実施しています。



#### 国立文楽劇場

人形浄瑠璃文楽を中心に上方芸能の保存と振興を図ることを目的として、文楽・舞踊・邦楽・大衆芸能・特別企画などの公演を行っています。また、文楽技芸員（大夫・三味線・人形遣い）の養成、文楽等に関する調査研究・資料収集などの事業を実施しています。



#### 国立劇場おきなわ

組踊・琉球舞踊・琉球音楽などの公演事業を通じ、広く沖縄の伝統芸能を鑑賞する機会を提供するとともに、沖縄の芸能に影響を与えた本土の芸能、アジア・太平洋地域の芸能を紹介しています。また、組踊の伝承者（立方・地方）の養成、沖縄伝統芸能に関する調査研究・資料収集などの事業を実施しています。



#### 新国立劇場

オペラ劇場・中劇場・小劇場の三つの劇場を備え、オペラ・バレエ・現代舞踊・演劇等の現代舞台芸術の公演を行っています。また、次代を担うオペラ歌手・バレエダンサー・俳優などを育成するための研修を行い、現代舞台芸術に関する調査研究・資料収集などの事業を実施しています。

## 第6節 国際文化交流を通じた日本文化の発信と国際協力への取組

国際化の進展に伴い、伝統文化から現代の文化芸術活動に至る我が国の多彩な文化芸術を積極的に海外発信するとともに、文化芸術各分野における国際文化交流を推進することにより、文化芸術水準の向上を図り、我が国に対するイメージの向上や諸外国との相互理解の促進に貢献することが求められています。

文化庁では、「文化芸術振興基本法」や同法に基づく基本方針を受け、世界に誇ることができる芸術の創造とその国内外への発信、文化芸術の国際交流の推進、海外の文化遺産保護への協力を行う等、文化芸術立国の実現に向けた施策の充実に取り組んでいます。

### 1 国際文化交流の総合的な推進

#### (1) 文化芸術の創造・海外発信拠点の形成

##### ①文化芸術の海外発信拠点形成事業

異文化交流の担い手となる外国人芸術家の受入れや国際的な文化芸術創造など、各地域において取り組まれている特色ある国際文化交流事業（アーティスト・イン・レジデンスなど）を支援することにより、日本各地に文化創造と国際的発信の拠点づくりを推進する事業です。平成25年度においては、31の団体に対して支援を行いました。

##### ②国際芸術フェスティバル支援事業

我が国で開催される中核的な国際芸術フェスティバルに対し戦略的かつ重点的に支援を行い、これらを文化芸術の世界的拠点として育成することにより、我が国の文化芸術の水準向上を図るとともに、優れた文化芸術の海外への情報発信を強化し、もって世界の文化芸術の水準向上に貢献することを目的としています。平成25年度は、「第26回東京国際映画祭」への支援を行いました。

##### ③東アジア文化都市

「東アジア文化都市」は、日中韓文化大臣会合での合意に基づき、日本・中国・韓国の3か国において、文化芸術による発展を目指す都市を選定し、その都市において、現代の芸術文化や伝統文化、また多彩な生活文化に関連する様々な文化芸術イベント等を実施するものです。事業開始年の2014（平成26）年は、日本は横浜市、中国は泉州市、韓国は光州広域市が選定されました。横浜市では平成26年2月25日のオープニング式典等をはじめとし、26年の1年間で様々な文化芸術イベントを実施する予定です。

#### (2) 文化人・芸術家等の国際交流ネットワークの形成

##### ①文化庁文化交流使事業

芸術家、文化人など文化芸術に携わる人々を、一定期間「文化交流使」として指名し、世界の人々の日本文化への理解の深化や日本と外国の文化人等のネットワーク形成・強化につながる活動の展開を図ることを目的とした事業です。文化交流使には、日本在住の芸術家、文化人等を海外へ派遣し、実演、実技指導、講演、講義、上映、展示、共同制作、情報交換等、を行う「海外派遣型」、国際芸術交流支援事業により海外で公演などを行う芸術団体が現地の学校等で実演会、演奏会等のアウトリーチ活動を行う「短期指名型」の2類型があります。

平成25年度は、「海外派遣型」文化交流使として、8名を新たに指名し、書道家、左官、盆栽師、ダンサー、和太鼓奏者、俳優、キュレーターといった様々な分野で活躍中の文化人・芸術家による国際文化交流と日本文化の発信活動を展開しました。また、「短期指名型」文化交流使に指名された6

団体は、学校などにおけるアウトリーチ活動を通じ、それぞれの専門分野の日本文化を紹介しました。

#### ②ハイレベル文化人専門家の招へい

文化庁では、外国のハイレベルの文化人、芸術家や文化財専門家などを招へいし、我が国関係者との意見交換などを実施しています。平成25年度は、スペイン、アメリカ、韓国、インドネシア、フランス、チェコ、ミクロネシア連邦、ベトナム、ロシアの10名の専門家を招へいしました。

### (3) 文化関連の国際的なフォーラムの開催・参加

#### ①東アジア共生会議

東アジア各国が共生する未来に向けた理念を明らかにするため、東アジア諸国の文化人、芸術家、文化に関する様々な分野の学識経験者が一堂に会し、議論する国際的な文化フォーラムです。

平成25年度は、12月に、「世界の中の日本文化～ジャポニズム、そして、クールジャパン～」と「都市とアート」をテーマにしたシンポジウムとパフォーマンスを実施しました。

#### ②文化に関連する国際的なフォーラムへの参加

日中韓の文化担当大臣が集う「日中韓文化大臣会合」、東南アジア諸国連合（ASEAN）各国と日中韓の文化担当大臣が集う「ASEAN + 3 文化大臣会合」、アジア欧州会合（ASEM：アジアと欧州の合計49か国と2機関により構成）の文化担当大臣が集う「ASEM文化大臣会合」など、文化担当大臣の国際的なフォーラムに参加するとともに、ユネスコの各種会議に参加し、議論に貢献しています。

### (4) 「国際交流年」における取組

文化、教育、スポーツなど幅広い分野で官民を通じた交流事業を開催・実施することによって、諸外国との友好と相互理解を深めることを目的とした「国際交流年」が設定されています。平成25年は「日ASEAN交流40周年」、「慶長遣欧使節訪西400周年」、「日本ベトナム友好年（日本ベトナム外交関係樹立40周年）」「日カンボジア友好60周年」に当たり、文化庁として様々な事業を主催・支援しました。

## 2 芸術文化の国際交流の推進

芸術文化の国際交流の推進は、我が国の芸術文化水準の向上を図るとともに我が国に対するイメージの向上や諸外国との相互理解の促進に貢献するものです。このため、文化庁では、芸術文化の国際交流を推進するため、様々な施策に取り組んでいます（[図表 2-9-25](#)）。

図表 2-9-25 文化庁の主な国際芸術文化交流事業の概要

<p>■芸術による国際交流活動への支援 我が国の芸術団体が行う外国との芸術交流と海外の優れた芸術団体との共同制作公演や世界で開催される有名な国際芸術祭等への参加を支援することにより、世界水準の芸術家・芸術団体の養成を図る。</p>
<p>■海外映画祭への出品等支援 日本映画を海外映画祭へ出品するための外国語字幕制作や映画製作者の海外渡航、宣伝用素材製作の支援、展示場出展を実施する。</p>
<p>■アジアにおける日本映画特集上映事業 日本の文化や社会を映し出した日本映画を特集上映することにより、日本文化への理解や親しみの深化と、日本映画のアジア諸国における上映機会の増加を図る。</p>
<p>■メディア芸術海外展 我が国メディア芸術の海外への発信力強化のため、文化庁メディア芸術祭海外展を開催するとともに、海外のメディア芸術関連フェスティバルへの出品を実施する。</p>
<p>■世界メディア芸術コンベンション 世界のメディア芸術関連機関、フェスティバル等の関係者を招へいし、各国各機関の取組等について、情報交換及び意見交換することによって、国を越えた交流を図り、当該分野の連携・発展に資する。</p>
<p>■海外メディア芸術クリエイター招へい事業 メディア芸術の振興に向けた取組の充実を図るため、海外の優れたクリエイターを招へいしメディア芸術における国際交流を推進するとともに、交流機会を通じた国内クリエイターの育成を促す。</p>
<p>■新進芸術家の海外研修 美術、音楽、舞踊等の各分野の新進芸術家に、海外の大学や芸術団体等における実践的な研修機会を提供する。</p>

### 3 文化財国際交流・協力の推進

文化遺産は人類共通の財産であり、その保護のためには国際的な交流・協力が不可欠です。我が国は、長年にわたり、国内外の文化財に関する優れた調査研究を行うとともに、保存修復のための高度な技術を開発し、経験を蓄積してきました。文化財保護の国際的な取組が進展する中で、我が国に対する期待はこれまで以上に高まっています。このため、文化庁では、次のような取組を行っています。

#### (1) 文化遺産保護国際協力のための体制構築

##### ①海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律

平成18年6月に、海外の文化遺産の保護に係る我が国の国際協力について、国や教育研究機関の果たすべき責務、基本方針の策定、関係機関の連携の強化等の講ずべき施策について定めた「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」が成立しました。19年12月には、同法に基づき、国や研究機関、文化遺産国際協力コンソーシアム等の役割のほか、重点地域をアジアとすることや経済協力との連携強化等について盛り込んだ基本方針が策定され、26年2月には、諸情勢の変化を踏まえ、新たに無形文化遺産保護の国際協力の推進等の観点を加える改定が行われました。

この基本方針に基づき、国内の協力体制の構築や関係機関の連携強化による効果的な文化遺産国際協力を実施しています。

##### ②文化遺産国際協力コンソーシアム

文化庁、外務省、大学・研究機関、民間助成団体等が一体となって連携協力し、文化遺産国際協力を効果的かつ効率的に推進するため、平成18年6月に文化遺産国際協力コンソーシアムが発足しました。文化遺産国際協力コンソーシアムでは、国内各研究機関等のネットワーク構築、情報の収集や提供、文化遺産国際協力に関する調査研究、文化遺産国際協力についての普及啓発を実施しています。

#### (2) 国際社会からの要請等に基づく国際支援

##### ①文化遺産保護国際貢献事業（緊急的文化財国際事業への支援）

文化庁は、平成16年度から、「文化遺産保護国際貢献事業」として、紛争や自然災害により被災した文化遺産について関係国や機関からの要請等に応じ、我が国の専門家の派遣、又は相手国の専門家の招へいを行う等の緊急対応の専門家交流事業を実施しています。

○平成25年度

ツバル・キリバス・フィジーの文化遺産保護に関する技術的調査（専門家交流）

②文化遺産保護国際貢献事業（文化遺産国際協力拠点交流事業）

文化庁は、平成19年度から、海外の国や地域において文化遺産の保護に重要な役割を果たす機関等との交流や協力を行う拠点交流事業を実施しており、現地で文化遺産の保護に携わる人材の養成に取り組んでいます。

○平成22年度から

カンボジアにおける拠点交流事業

インドネシアにおける歴史的記録文書等の保存修復のための拠点交流事業

○平成23年度から

キルギス共和国及び中央アジア諸国における文化遺産保護に関する拠点交流事業

アルメニア及びコーカサス諸国等における文化遺産保護に関する拠点交流事業

○平成24年度から

ブータン王国の伝統的建造物保存に関する拠点交流事業

インドネシアの歴史的地区の地域振興のための拠点交流事業

○平成25年度から

ミャンマーの文化遺産保護に関する拠点交流事業

ベトナム・出土木製品保存に関する拠点交流事業

これらの事業は、文化遺産国際協力コンソーシアム、外務省や国際交流基金その他の関係機関との協力の下で実施しています。

### （3）二国間取決め等による国際交流・協力

①日本古美術海外展

文化庁は、我が国の優れた文化財を諸外国に紹介することにより、我が国の歴史と文化に対する理解の増進と国際親善の推進に寄与することを目的として、昭和26年以降、国宝・重要文化財を含む日本古美術品の展覧会を海外の美術館等との共催により開催しています。

平成25年度は、26年1月から3月にかけて、ベトナム国立歴史博物館（ベトナム・ハノイ）において、九州国立博物館、ベトナム国立歴史博物館との共催により、ベトナムでは初めての海外展である「日本文化」展を開催しました。同展覧会では、縄文時代から江戸時代にかけての考古資料、絵画、彫刻、工芸品、古文書等、我が国の文化と歴史に関する資料70件（うち重要文化財8件）を展覧し、特に仏教美術や朱印船貿易に係る史料、昭和18年に日本からベトナムに贈られた美術品等、両国の交流に関連の深い品々にスポットを当てて紹介しました。

②アジア諸国への文化財の保存修復協力

文化庁では、アジア諸国へ文化庁の調査官等の専門家を派遣して、歴史的建造物の共同調査や保存修復についての技術協力をを行い、あわせて、アジア諸国の文化財の専門家、行政官を招へいして、技術協力に関する協議や研修を行うなど、文化財建造物の保存修復分野における研究交流、人材育成を推進しています。

③イタリアとの交流・協力

我が国は、文化財の保存修復や国際協力の分野で長年の経験を有するイタリアと、積極的な交流を行っています。

平成19年3月には、伊吹文部科学大臣（当時）とルテッリ伊文化財・文化活動大臣（当時）が、日伊文化遺産国際協力の文書に署名しました。さらに、20年3月、壁画の保存修復と活用の調和に関する協力で、文化的景観と歴史的街区の保護に関する協力等を実施することを日伊間で合意し、20

年度からこれらの共同プロジェクトが進行しています。今後も、両国の保存修復等の現場を活用して、共同研究、相互の専門家の派遣や情報交換等を実施していく予定です。

#### ④イクロムとの連携協力

我が国は、国際機関である文化財保存修復研究国際センター（ICCROM：イクロム）に加盟し、分担金の拠出（米国に次ぐ第2位の拠出国）や国際的な研究事業等に協力するほか、平成12年度からは同センターに文化庁の調査官を派遣し、連携の強化を図っています。

### （4）文化財の不法な輸出入等の規制

我が国は、平成14年に、不法な文化財取引を防止し、各国の文化財を不法な輸出入等の危険から保護することを目的とする「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約」を締結し、あわせて、「文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律」を制定しました。

この法律には、外国の博物館等から盗取された文化財を「特定外国文化財」として輸入を禁止すること、「特定外国文化財」の盗難の被害者については、民法で認められている代価弁償を条件として、回復請求期間を特例として10年間に延長すること等が定められています。

### （5）武力紛争の際の文化財の保護

我が国は、平成19年に、武力紛争時における文化財の保護を目的とする「武力紛争の際の文化財の保護に関する条約」等を締結し、あわせて、「武力紛争の際の文化財の保護に関する法律」を制定しました。この法律には、武力紛争時に他国に占領された地域（被占領地域）から流出した文化財を「被占領地域流出文化財」として指定し、輸入を規制すること、武力紛争時において戦闘行為として文化財を損壊する行為又は文化財を軍事目的に利用する行為等を罰則の対象とすること等が定められています。

## 第7節

# 社会の変化に対応した国語施策の推進

国語は、国民の生活に密接に関係し、我が国の文化の基盤を成すものです。文化庁では、時代の変化や社会の進展に伴って生じる国語に関する諸課題に対応して、より適切な国語の在り方を検討しながら、その改善のために必要な施策を実施してきました。国語の改善とその普及のため、文化庁が実施している主な取組を紹介します。

## 1 国語分科会（国語関係）での検討状況

平成22年6月7日、「改定常用漢字表」が文化審議会から文部科学大臣に答申され、その後の関係各府省との協議を経て、同年11月30日に内閣告示「常用漢字表」が公布されました。昭和56年の常用漢字表から5字を削除し、新たに196字を追加したことで、計2,136字となりました。その後、文化審議会国語分科会では、25年2月に「国語分科会で今後取り組むべき課題について（報告）」を取りまとめました。

平成25年度は、この報告の中で「常用漢字表の手当てについて」として挙げられた「『異字同訓』の漢字の用法の見直しについて」を取り上げ、26年2月に「『異字同訓』の漢字の使い分け例（報告）」を取りまとめました。これは、常用漢字表に掲げられた漢字のうち、同じ訓を持つもの133項目について、その使い分けの大体を簡単な説明と用例で以下のように示したものです\*5（図表2-9-26）。

\*5 参照：[http://www.bunka.go.jp/kokugo\\_nihongo/bunkasingi/pdf/ijidoukun\\_140221.pdf](http://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/bunkasingi/pdf/ijidoukun_140221.pdf)

図表 2-9-26 「異字同訓」の漢字の使い分け例

あたたかい・あたたかだ・あたたまる・あたためる

【温かい・温かだ・温まる・温める】冷たくない。愛情や思いやりが感じられる。  
温かい料理。スープを温める。温かな家庭。心温まる話。温かい心。温かい人柄。温かいもてなし。  
【暖かい・暖かだ・暖まる・暖める】寒くない（主に気象や気温で使う）。  
日ごとに暖かくなる。暖かい日差し。暖かな毛布。暖まった空気。室内を暖める。

## 2 国語に関する世論調査

文化庁では、平成7年度から「国語に関する世論調査<sup>\*6</sup>」を毎年実施しています。これは現在の社会変化に伴う日本人の国語意識の現状について調査を行い、国語施策の立案に資するとともに、国民の国語に関する興味・関心を喚起することを目的としたもので、毎年秋に調査結果を公表しています。25年9月に公表された24年度「世論調査」の結果の一部は、文化審議会国語分科会における「『異字同訓』の漢字の使い分け例」に関する議論に生かされました（図表 2-9-27）。

図表 2-9-27 平成24年度国語に関する世論調査（問14）

文章を書くときに、漢字の選び方で迷うことがあるか、それとも、ないか

— 約75%の人が「ある（計）」と回答 —

	よくある	時々ある	ある（計）	余りない	ない	ない（計）	分からない
全体	25.0	49.7	74.7	18.0	6.6	24.6	0.7
16～19歳	21.6	48.6	70.3	23.0	6.8	29.7	—
20代	20.0	47.4	67.4	25.1	7.4	32.6	—
30代	23.4	54.6	78.0	18.6	3.1	21.6	0.3
40代	26.3	56.9	83.2	11.9	4.9	16.8	—
50代	26.6	54.5	81.1	13.0	5.9	18.9	—
60歳以上	25.6	44.7	70.3	19.8	8.3	28.1	1.6

また、平成25年度には、「国語に関する世論調査」で平成12年度調査から取り上げてきた慣用句等の調査結果を基にした動画「ことば食堂へようこそ！」（全20話）を作成し、26年4月から原則として毎月2話ずつをYouTube文部科学省公式チャンネルMEXTchで公開しています<sup>\*7</sup>（図表 2-9-28）。

図表 2-9-28 公開予定の慣用句一覧

役不足、煮え湯を飲まされる、敷居が高い、奇特、気が置けない、雨模様、枯れ木も山のにぎわい、割愛する、流れに棹（さお）さす、御の字、世間ずれ、煮詰まる、他山の石、手をこまねく、やおら、琴線に触れる、失笑する、情けは人のためならず、すべからく、耳ざわり

## 3 消滅の危機にある言語・方言に関する調査

平成21年2月、ユネスコが、アイヌ語など国内の八つの言語・方言が消滅の危機にあると発表したことを受けて、それらの実態調査を行っています。また、23年3月11日に起きた東日本大震災の被災地の方言に関する調査を行い、その保存・継承のための取組を支援しています。

ユネスコが認定した危機言語・方言のうち、平成22、24年度にはアイヌ語、奄美方言、宮古方言、与那国方言についての危機度の実態調査や取組状況の調査を実施し、25年度には、八丈方言、国頭方言、沖縄方言、八重山方言について、危機度の実態調査を行いました。また、「極めて深刻」とされたアイヌ語は、その保存・継承のため、北海道平取町のアイヌ語音声データの文字化と翻訳、ア

\*6 参照：[http://www.bunka.go.jp/kokugo\\_nihongo/yoronchousa/index.html](http://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/yoronchousa/index.html)

\*7 参照：[http://www.bunka.go.jp/kokugo\\_nihongo/kokugo\\_sisaku/kotoba\\_shokudo/index.html](http://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/kokugo_sisaku/kotoba_shokudo/index.html)

カイズ化のための研究を行いました（図表 2-9-29）。

図表 2-9-29 日本における消滅の危機にある言語<sup>\*8</sup>とその危機状況<sup>\*9</sup>

【絶滅】	該当なし
【極めて深刻】	アイヌ語（北海道等）
【重大な危険】	八重山方言（石垣島、波照間島等）、与那国方言（与那国島）
【危険】	八丈方言（八丈島、青ヶ島等）、奄美方言（奄美大島、喜界島等）、 国頭方言（沖縄北部、与論島等）、沖縄方言（沖縄中南部、久米島等）、 宮古方言（宮古島、多良間島等）
【脆弱】	該当なし
【安全】	記載をせず

また、平成23年3月11日に起きた東日本大震災によって方言が危機的な状況にあると考えられることから、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の各方言について、23、24年度にその危機的な状況や各方言の特徴、方言に対する意識を調査しました。25年度には、「被災地における方言の活性化支援事業」を開始し被災地方言の保存・継承に資する活動を支援しました。22年度以来の調査研究の結果は、文化庁ウェブサイトで公開しています<sup>\*10</sup>。



動画「方言アフレコ体験教室」を使っての方言アフレコ体験（平成26年2月 仙台）

## 第8節 外国人に対する日本語教育施策の推進

### 1 外国人に対する日本語教育施策

在留外国人数は、東日本大震災の影響もあり、平成21年度をピークにここ数年減少しましたが、現在は200万人を超えて推移しています（25年末時点、法務省調べ）。また、国内の日本語学習者数は約15万人（25年11月時点、文化庁調べ）となっており、日本で暮らす多くの外国人が様々な目的で日本語を学んでいます<sup>\*11</sup>（図表 2-9-30）。

このような状況の下、文化庁では、コミュニケーションの手段、文化発信の基盤としての日本語教育の推進を図るため様々な取組を行っています（図表 2-9-31）。

<sup>\*8</sup> ユネスコでは、日本で「方言」として扱われることのある言葉も「言語」として扱っている。

<sup>\*9</sup> ユネスコでは、危機状況について、危機の度合いの高いものから順に、次のように表している。

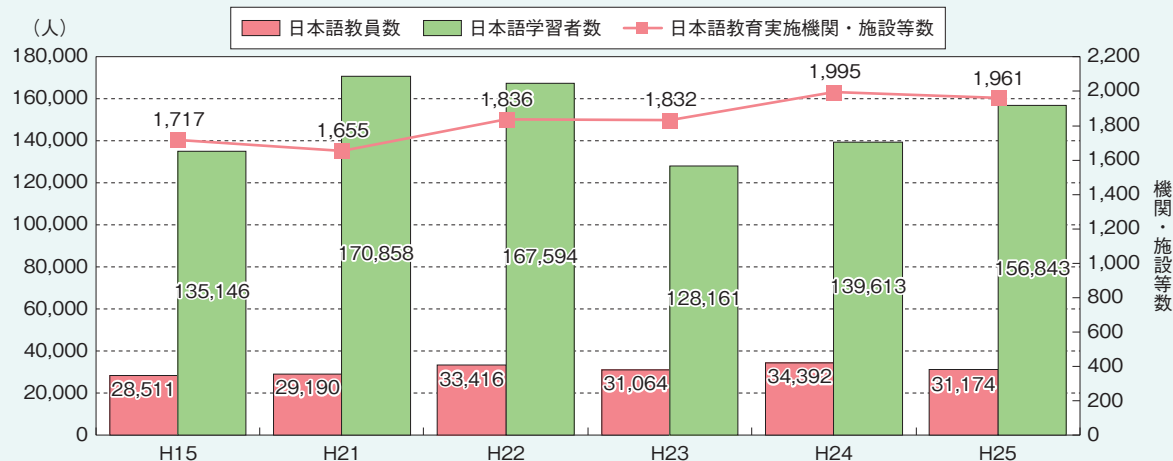
【絶滅】→【極めて深刻】→【重大な危険】→【危険】→【脆弱】→【安全】

<sup>\*10</sup> 参照：[http://www.bunka.go.jp/kokugo\\_nihongo/kokugo\\_sisaku/kikigengo/index.html](http://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/kokugo_sisaku/kikigengo/index.html)

<sup>\*11</sup> 参照：[http://www.bunka.go.jp/kokugo\\_nihongo/jittachousa/index.html](http://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/jittachousa/index.html)



図表 2-9-30 国内の日本語教育実施機関・施設等数、日本語教師数、日本語学習者数の推移



図表 2-9-31 日本語教育に関する主な事業

### 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

日本に滞在する外国人が日本社会の一員として円滑に生活を送れるように日本語教育の充実を図るため、地域の実情に応じた日本語教育の実施、人材の育成及び教材の作成を支援するとともに、各地の日本語教育の体制整備を推進する取組を支援しています。

- 地域日本語教育実践プログラム (A) (B)
- 地域日本語教育コーディネーター研修
- 地域日本語教育の総合的な推進体制の構築に関する実践的調査研究

### 条約難民及び第三国定住難民に対する日本語教育

条約難民及び第三国定住難民に対する定住支援事業の一環として、定住支援施設において日本語教育を行うとともに、定住支援施設退所後も難民及び支援団体等に対し、日本語教育相談や学習教材の配布等の支援を行っています。

### 日本語教育に関する調査及び調査研究

日本語教育実施機関・施設・日本語教師などに関する実態を把握するための日本語教育実態調査のほか、日本語教育施策について検討する際の基礎資料とするための各種調査を実施しています。

### 日本語教育研究協議会等の開催

日本語教育に対する理解の推進を図るとともに、日本語教育の水準の向上と日本語教育の推進に資するため、日本語教育研究協議会や研修等を実施し、施策の説明や地域における日本語教育の取組について情報提供を行っています。

- 日本語教育大会
- 日本語教育研究協議会
- 都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修

### 省庁連携日本語教育基盤整備事業

日本語教育推進会議等を通じて日本語教育に関する意見交換や情報交換を行っています。また、日本語教育に関する各種コンテンツを集めた情報検索サイト「NEWS」\*を作成し、公開しています。

\*参照：<http://www.nihongo-ews.jp/>

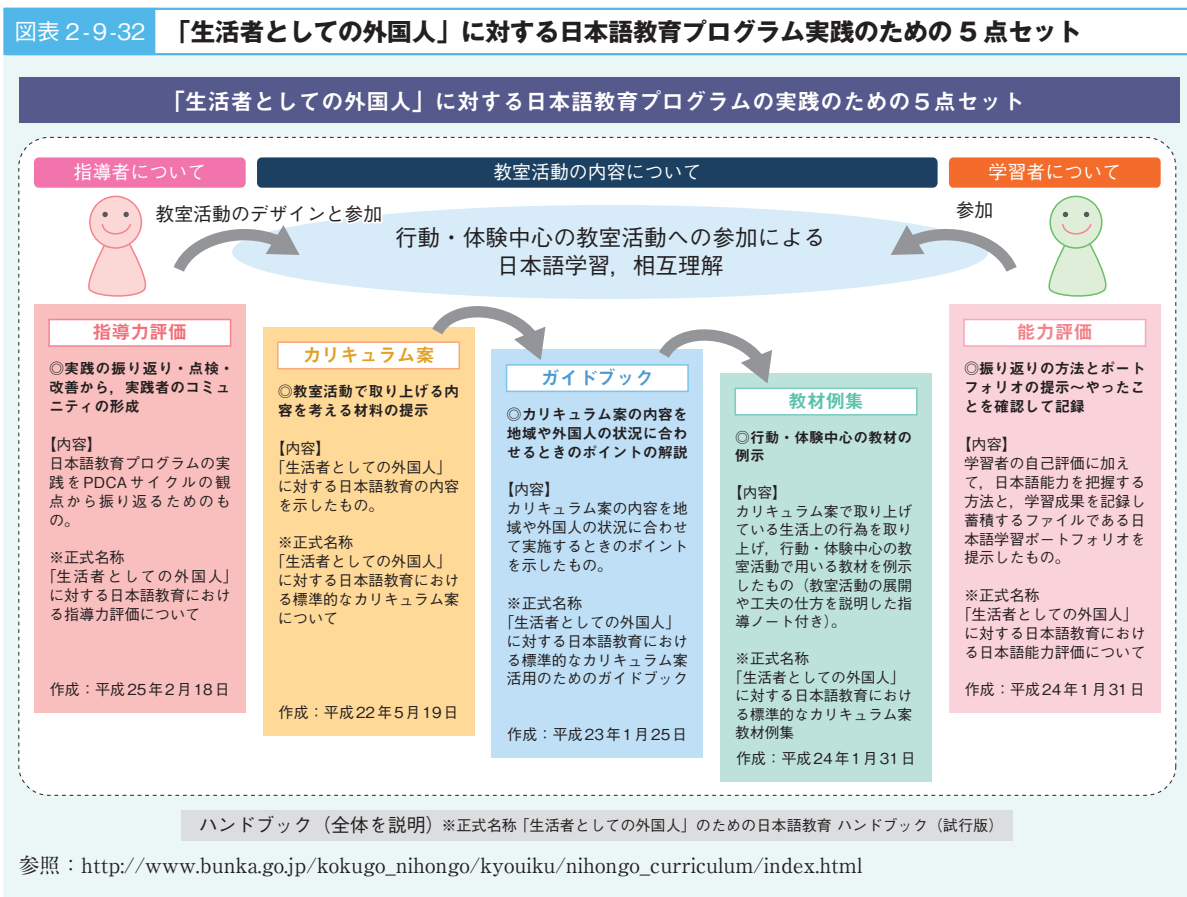


コミュニケーションの手段、文化発信の基盤としての日本語教育の推進

## 2 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容・方法の充実

平成19年7月に、文化審議会国語分科会に日本語教育小委員会が設置され、これまで日本語教育の内容及び方法に関し、計画的に検討を行い、「『生活者としての外国人』に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案」等を取りまとめてきました(図表2-9-32)。

図表 2-9-32 「生活者としての外国人」に対する日本語教育プログラム実践のための5点セット



今後、これらが地域の日本語教育を推進していく上での一つのよりどころとして一層活用されるよう、周知をしていきます。

### 3 日本語教育の更なる推進に向けた施策の検討

日系定住外国人施策の推進や「留学生30万人計画」など、日本語教育をめぐる状況の変化に対応するため、平成24年5月に、日本語教育小委員会に「課題整理に関するワーキンググループ」を設置し、検討を進めてきました。25年2月には「日本語教育の推進に向けた考え方と論点の整理について（報告）」を取りまとめ（図表 2-9-33）、日本語教育を推進するに当たっての論点を11に整理し、さらに26年1月には、それまでに集めたデータの整理やヒアリングを基に「日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について（報告）」を取りまとめました。

今後、この報告を踏まえ、具体的な施策の方向性や日本語教育の推進方策などを検討していく予定です。



(参照 「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について」概要パンフレット  
[http://www.bunka.go.jp/kokugo\\_nihongo/kyouiku/pdf/suishin\\_gaiyo\\_130801.pdf](http://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/kyouiku/pdf/suishin_gaiyo_130801.pdf))

## Column No. 22

### 「『生活者としての外国人』のための日本語教育事業」について

日本には平成25年末時点で約206万人の外国人が暮らしています。文化庁では、日本語を母語としない住民の日本語学習のニーズが高まっていることを踏まえ、19年度から「生活者としての外国人」のための日本語教育事業を実施しています。

この事業は、日本に暮らす外国人が日常生活を営む上で必要となる日本語能力等を習得できるよう、各地の地方公共団体や大学等の教育機関、NPO法人等が実施する優れた取組を支援することにより、地域における日本語教育の拠点が各地に整備され、日本語教育の推進が図られることを目的としています。具体的には、以下の二つがあります。

- 地域日本語教育実践プログラム (A) …  
日本語教育の実施・日本語教育を行う人材の育成・教材の開発を一体的に行う取組
- 地域日本語教育実践プログラム (B) …  
地域の創意に基づき、多様な機関等との連携・協力を図り、地域日本語教育の体制整備を推進する取組

	地域日本語教育実践プログラム (A)	地域日本語教育実践プログラム (B)
平成24年度	64件 (学習者数 約2,800名)	21件 (学習者数 約2,800名)
平成25年度	35件 (学習者数 約2,000名)	33件 (学習者数 約3,000名)

本事業で行われた各地の実践は、文化庁月報や日本語教育大会をはじめ、全国で開催される日本語教育研究協議会での発表等を通じて広く共有されています。

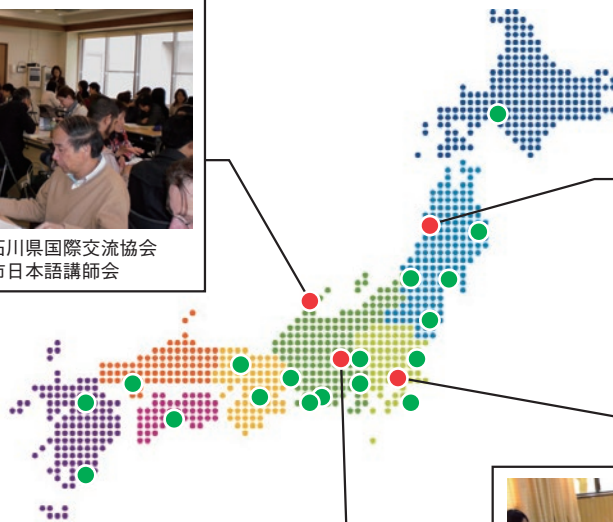
<平成25年度の取組の例（文化庁月報では次の活動例を紹介しています。）>



石川県「石川県国際交流協会  
能美市日本語講師会」



秋田県能代市「のしろ日本語学習室」  
子育て日本語教室



長野県飯田市「飯田市公民館」  
子育てと日本語：お弁当作り



神奈川県大和市「多文化まちづくり工房」  
消防署員に学ぶ救命講習

※そのほかの実施団体の取組や作成教材はこちら  
[http://www.bunka.go.jp/kokugo\\_nihongo/kyouiku/seikatsusya/index.html](http://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/kyouiku/seikatsusya/index.html)

第9節

## 新しい時代に対応した著作権施策の展開

文化庁では、我が国が標榜する「文化芸術立国」及び「知的財産立国」を実現するとの基本理念に立ちつつ、デジタル化、ネットワーク化の進展に伴う著作物等の創作手段や利用手段の多様化などの社会状況の変化に対応した著作権施策を展開しています。

### 1 デジタル化、ネットワーク化に対応した制度整備

#### (1) 著作権分科会における検討

文化審議会著作権分科会においては、近年のデジタル化、ネットワーク化の進展等に対応するため、平成25年5月より、「出版関連小委員会」「法制・基本問題小委員会」「国際小委員会」の三つの小委員会を設け、著作権に関する様々な課題について検討を行いました。主な事項の検討結果については次のとおりです。

##### ①出版関連小委員会における検討結果

出版者への権利付与等について検討が行われ、電子書籍の流通を促進するとともに、インターネット上の海賊版に対して効果的な対策を講ずることができるようにする観点から、紙媒体の出版物のみを対象としている現行の出版権制度を見直し、電子書籍に対応した出版権を整備すること等を提言す

る報告書が平成25年12月に取りまとめられました<sup>\*12</sup>。この報告を踏まえた著作権法の一部を改正する法律案が国会に提出され、26年4月に可決・成立しました。27年1月1日から施行することとしています（参照：コラム23「平成26年 著作権法改正」）。

### ②法制・基本問題小委員会における検討結果

クラウドサービス等と著作権の問題、クリエイターへの適切な対価還元の在り方、著作権者不明等の場合の利用のための裁定制度の在り方等の諸問題について関係者からのヒアリング等も実施し、検討を行いました。クラウドサービス等と著作権の問題と、クリエイターへの適切な対価還元の在り方については、本小委員会の下に設置された「著作物等の適切な保護と利用・流通に関するワーキングチーム」において検討を行いました。

### ③国際小委員会における検討結果

インターネットによる国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方、著作権保護に向けた国際的な対応の在り方等について検討を行いました。

今後とも、著作物等の利用と権利の保護のバランスが図られ、我が国の文化の発展に寄与する著作権制度の改善に努めて参ります。

## (2) 違法ダウンロードの刑事罰化

平成21年の著作権法改正により、違法ダウンロード（違法配信からのデジタル方式による録音又は録画）は、個人的に利用する目的であっても違法とされていましたが、刑事罰の対象とはされていませんでした。しかし、違法ダウンロードによる被害は未だ深刻な状況にあることから、24年の著作権法改正により、個人的に利用する目的であっても、それが、①販売又は有料配信されている音楽や映像であることと、②違法配信であることの両方を知りながら行った場合、刑事罰が科されることとなりました（ただし、この罪は親告罪とされており、著作権者からの告訴がなければ公訴は提起されないこととなっています）<sup>\*13</sup>。

## 2 円滑な流通の促進

インターネットの普及は、著作物のデジタル化とあいまって、著作物の流通形態を劇的に変化させています。このような状況の中で、文化庁は、著作物の流通促進の観点から、次のような施策を行っています。

### (1) 「著作権等管理事業法」の的確な運用

著作権等の管理については、著作物等の利用者の便宜を図るとともに、権利の実効性を高めるため、著作物等を集中的に管理する方式が普及しています。これらの事業を行う「著作権等管理事業者」に対して、「著作権等管理事業法」に基づき、年度毎の事業報告の徴収や定期的な立入検査などを行い、適切に事業が行われるよう指導監督を行っています（登録事業者数35事業者（平成25年10月2日現在））。

### (2) 著作権者不明等の場合における裁定制度<sup>\*14</sup>の運用

著作権者等の所在が不明の場合に著作物等を適法に利用するための「裁定制度」の運用を行っています。平成25年度は書籍における著作物や放送番組における実演など1,490件の著作物等の利用につ

<sup>\*12</sup> 参照：[http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/bunkakai/39/pdf/shiryo\\_3\\_2.pdf](http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/bunkakai/39/pdf/shiryo_3_2.pdf)

<sup>\*13</sup> 詳細については参照：<http://www.bunka.go.jp/chosakuken/online.html>

<sup>\*14</sup> 著作物等を利用する際は、著作権者等から許諾を取る必要があるが、著作権者不明等の場合でも著作物等を利用できる制度として、著作権法では、相当な努力を払っても権利者と連絡することができない場合において、文化庁長官の裁定を受けた上で、著作物等の通常の使用料の額に相当する補償金を供託することにより、適法に著作物等を利用することを可能とする裁定制度が設けられている（著作権法第67条）。

いて裁定を行いました。

### (3) 著作権登録制度の運用・改善

著作権に関する事実関係の公示や、著作権が移転した場合の取引の安全の確保などのため、著作権法に基づく登録事務を行っています。登録された著作権登録情報は、平成25年1月から完全電子化され、検索しやすくなりました。

## 3 著作権教育の充実

著作権に関する意識や知識を身に付けることは、今日ますます重要となっており、中学校や高等学校の学習指導要領においても著作権について取り扱うこととされています。文化庁では、全国各地での講習会の開催や教材の作成・提供を行っています。講習会については、国民一般、都道府県等著作権事務担当者、図書館等職員、教職員を対象として毎年十数か所で開催しています。さらに、教材についても積極的に提供しており、児童生徒を対象とした著作権学習ソフトウェア、教職員を対象とした指導事例集、大学生や企業を対象とした映像資料、初心者向けのテキスト、著作権Q&Aデータベース「著作権なるほど質問箱」などを文化庁ホームページを通して広く提供しています\*15。



「平成25年度図書館等職員著作権実務講習会（京都会場）の様子」

このほかにも、関係機関・団体などが主催する著作権講習会への講師の派遣や、著作権教育の充実のため関係団体との連携の促進などを行う著作権教育連絡協議会を開催しており、引き続きこれらの施策を推進し、著作権に関する教育・普及啓発について一層の充実を図って参ります。

## Column No. 23

### 平成26年著作権法改正

デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、著作物の利用形態の多様化等が進む一方、著作物の違法利用・違法流通が常態化していることから、第186回通常国会に、著作権法の一部を改正する法律案が提出され、同年4月に可決・成立しました。

本改正は、①電子書籍に対応した著作権の整備、②視聴覚的実演に関する北京条約（以下「視聴覚的実演条約」という。）の実施に伴う規定の整備を行うものです。

①電子書籍に対応した著作権の整備は、出版者がいわゆる電子出版について著作権者から著作権の設定を受け、インターネットを用いた無断送信等を差し止めることができるよう、紙媒体による出版のみを対象としている著作権制度を見直すものです。このことにより、紙媒体による出版文化の継承、発展と健全な電子書籍市場の形成が図られ、我が国の多様で豊かな出版文化の更なる進展に寄与することが期待されます。

②視聴覚的実演条約の実施に伴う規定の整備は、俳優や舞踊家等が行う視聴覚的実演に関する国際的な保護を強化するために行うものであり、今まで我が国が保護の対象としていなかった実演のうち、視聴覚的実演条約の締約国の国民が行う実演が新たに著作権法による保護の対象となります。

この法律は、平成27年1月1日（視聴覚的実演条約の実施に伴う規定については、視聴覚的実演条約が日本国について効力を生ずる日（本条約は30か国の批准または加入により発効する））から施行することとされています（参照：文化庁ウェブサイト「平成26年通常国会 著作権法改正について」\*16）。

\*15 参照：[http://www.bunka.go.jp/chosakuken/index\\_4.html](http://www.bunka.go.jp/chosakuken/index_4.html)

\*16 参照：[http://www.bunka.go.jp/chosakuken/26\\_houkaisei.html](http://www.bunka.go.jp/chosakuken/26_houkaisei.html)

## 4 国際的課題への対応

### (1) 海外における海賊版対策

アジア地域を中心に、近年、我が国のアニメ、音楽、映画、ゲームソフトなどの著作物に対する関心が高まる一方で、それらを違法に複製した海賊版の製造・流通やインターネット上の著作権侵害が深刻な問題になっています。

海外における侵害海賊版の製造・流通を防ぐためには、我が国の権利者が自ら侵害発生地において迅速に対抗措置をとることができることが不可欠であり、文化庁では、その環境を整備するための施策を積極的に実施しています。

具体的には、①二国間協議などの場を通じた侵害発生国・地域への取締強化の要請、②侵害発生国・地域における法制面での権利執行の強化の支援、③侵害発生国・地域の取締機関職員を対象としたトレーニングセミナーの実施、④侵害発生国・地域における著作権普及啓発事業の実施、⑤我が国の企業等の諸外国での権利行使の支援等を行っています。

### (2) 国際ルールづくりへの参画

著作物は、貿易やインターネットを通じた送信などにより国境を越えて利用されるものであるため、多くの国において条約に基づく国際的な保護が行われています。我が国は、「文化的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（ベルヌ条約）」「実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約（ローマ条約）」「デジタル化・ネットワーク化に対応した著作権に関する世界知的所有権機関条約（WCT）」「実演家及びレコードに関する世界知的所有権機関条約（WPPT）」などの著作権関連条約の締結に加え、世界貿易機関（WTO）加盟国として「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）」の履行義務を負っています。

現在、世界知的所有権機関（WIPO）で検討が進められている「放送機関」の保護に関する新条約などの議論にも積極的に参画しています。平成25年6月には、視覚障害者又はその他の読字障害者による著作物へのアクセスと利用の促進を目的とした「視覚障害者等の発行された著作物へのアクセスを促進するためのマラケシュ条約（仮称）」が採択されました。また、平成24年6月に採択された「視聴覚的実演に関する北京条約」については、平成26年5月に国会においてその締結が承認されたことを受け、6月に加入しました。

さらに、自由貿易協定（FTA）・経済連携協定（EPA）交渉や二国間協議の場において国際的な著作権保護の強化を働きかけています。

## 第10節 宗教法人制度と宗務行政

### 1 宗教法人制度の概要

現在、我が国には、教派、宗派、教団といった大規模な宗教団体や、神社、寺院、教会などの大小様々な宗教団体が存在し、多様な宗教活動を行っています。そのうち、約18万2,000の宗教団体が「宗教法人法」に基づく宗教法人となっています。

宗教法人制度を定める宗教法人法の目的は、宗教団体に法人格を与え、宗教団体が自由で自主的な活動を行うための財産や団体組織の管理の基礎を確保することにあります。宗教法人制度は、憲法の保障する信教の自由、政教分離の原則の下で、宗教法人の宗教活動の自由を最大限に保障するため、所轄庁の関与をできるだけ少なくし、各宗教法人の自主的・自律的な運営に委ねています。その一方

で、宗教法人の責任を明確にし、その公共性に配慮を払うことを骨子として全体系が組み立てられています。

図表 2-9-34 宗教法人数

(平成24年12月31日現在)

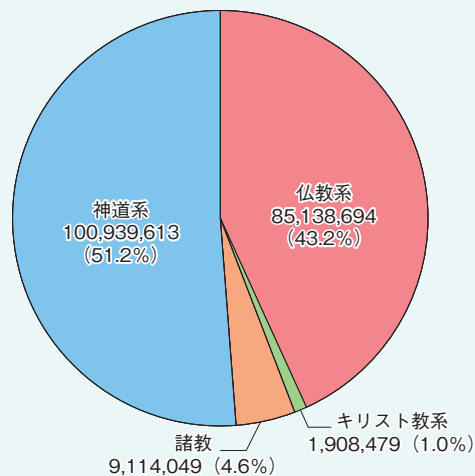
所轄	区分		包 括 宗教法人	単 位 宗教法人	合 計
	系統				
文部科学大臣	神道系		124	94	218
	仏教系		157	290	447
	キリスト教系		62	250	312
	諸教		29	81	110
	計		372	715	1,087
都道府県知事	神道系		6	84,993	84,999
	仏教系		11	77,110	77,121
	キリスト教系		7	4,309	4,316
	諸教		1	14,676	14,677
	計		25	181,088	181,113
合 計		397	181,803	182,200	

(注) 1. 文部科学大臣所轄：複数の都道府県に境内建物を有する宗教法人や当該法人を包括する宗教法人。  
2. 都道府県知事所轄：一つの都道府県内のみに境内建物を有する宗教法人

(出典) 文化庁編『宗教年鑑』(平成25年版)

図表 2-9-35 系統別信者数

総数 197,100,835人 (平成24年12月31日現在)



(注) 信者の把握の基準は宗教団体により異なる。

(出典) 文化庁編『宗教年鑑』(平成25年版)

## 2 宗務行政の推進

### (1) 宗教法人の管理運営の推進等

文化庁では、都道府県の宗務行政に対する指導・助言、都道府県事務担当者の研修会、宗教法人のための実務研修会などの実施、手引書や映像教材の作成などを行っています。

また、我が国における宗教の動向を把握するため、毎年度、宗教界の協力を得て宗教法人に関する「宗教統計調査」を実施し、その結果を「宗教年鑑」としてまとめ、発行するほか、宗教に関する資料の収集や海外の宗教事情の調査などを行っています。



宗教法人実務研修会



宗教年鑑など

### (2) 不活動宗教法人対策の推進

宗教法人の中には、設立後、何らかの事情により活動を停止してしまった、いわゆる「不活動宗教法人」が存在します。不活動宗教法人は、その法人格が売買の対象となり、第三者が法人格を悪用して事業を行うなど社会的な問題を引き起こすおそれがあり、ひいては宗教法人制度全体に対する社会的信頼を損なうことにもなりかねません。

このため、文化庁と都道府県においては、不活動状態に陥った法人について、活動再開ができない場合には、吸収合併や任意解散の認証により、また、これらの方法で対応できない場合には、裁判所に対して解散命令の申立てを行うことにより、不活動宗教法人の整理を進めています。



### (3) 宗教法人審議会

宗教法人の信教の自由を保障し、宗教上の特性などに配慮するため、文部科学大臣の諮問機関として宗教法人審議会が設置されています。

## 第11節 アイヌ文化の振興

国では、以前から、文化財保護の観点によるアイヌ関係の文化財の指定等を行い、北海道教育委員会が行う事業への支援を行ってきました。平成9年5月、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統等が置かれている状況を考慮し、アイヌ文化の振興等を図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的として、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が成立しました。

文部科学大臣と国土交通大臣は、同法の規定に基づく業務等を行う団体として公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構を指定し、同法人の行う事業に対して支援しています。同法人は、アイヌに関する研究等への助成、アイヌ語の振興、アイヌ文化の伝承再生や文化交流、普及事業、優れたアイヌ文化活動の表彰や、アイヌの伝統的生活空間（イオル）の再生事業等を行っています。

また、アイヌ政策推進会議「民族共生の象徴となる空間」作業部会報告（平成23年6月）及び「民族共生の象徴となる空間」基本構想（平成24年7月アイヌ政策関係省庁連絡会議）に基づき、「民族共生の象徴となる空間（北海道白老町）」に整備される博物館の基本構想を25年8月に策定しました。26年6月には、国立のアイヌ文化博物館（仮称）等を中核区域として構成される象徴空間の設置・公開時期等について定めた「アイヌ文化の復興等を促進するための『民族共生の象徴となる空間』の整備及び管理運営に関する基本方針について」が閣議決定され、現在は博物館基本計画策定に向けた整備・運営に関する調査・検討を進めています。

図表 2-9-36 アイヌ文化振興財団事業体系図（平成25年度）

